

本日の会議に付した事件

平成28年第3回山元町議会定例会（第5日目）

平成28年9月21日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（町名地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第 3 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（山元町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第63号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第64号 山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第65号 平成28年度 山元町防災行政無線屋外子局等更新工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第68号 平成26年度 磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第69号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 9 議案第70号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第10 議案第71号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
- 日程第11 議案第72号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第12 議案第73号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 日程第13 議案第74号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
- 日程第14 議案第75号 平成28年度山元町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第76号 平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第77号 平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第78号 平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第79号 平成28年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第80号 平成28年度 社総交道改1号 久保間中山線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第62号 山元町駐車場条例（委員長報告）
- 日程第21 認定第 1号 平成27年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第22 認定第 2号 平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第23 認定第 3号 平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第24 認定第 4号 平成27年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）

- 日程第 2 5 認定第 5 号 平成 2 7 年度水道事業会計決算認定について（委員長報告）
日程第 2 6 認定第 6 号 平成 2 7 年度下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
日程第 2 7 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 8 閉会中の継続調査申し出について
日程第 2 9 議員派遣の件
-

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成 2 8 年第 3 回山元町議会定例会第 5 日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

りんごラジオから写真撮影の申し入れがあり、これを許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 1 2 4 条の規定によって、9 番遠藤龍之君、1 0 番高橋建夫君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

長送付議案等の受理。町長から議案 2 件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書等の受理。決算審査特別委員会、総務民生常任委員会の各委員長から審査報告書、総務民生常任委員会、産建教育常任委員会の各委員長から所管事務調査報告書、3 常任委員会委員長から視察研修報告書と閉会中の継続調査申出書、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員から報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告書の受理。議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第 2. 承認第 7 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、承認第 7 号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づく専決処分について報告し、承認を求めるものであります。こちら承認議案書第 7 号の 3 ページ以降となります。新旧対照表と配布資料ナンバー 3、条例議案の概要より説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきたいと思っております。

まずは、お手元の配布資料ナンバー 3、条例議案の概要によりご説明申し上げます。

提案理由についてですが、山元町つばめの杜地区の新しい町名及び地番が平成 2 8 年 8 月 1 日に施行されたことに伴い、関係する施設の設置条例の一部を改正したので承認

を求めるものであります。

1、主な改正内容についてです。

第1条については、放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正するものでございまして、改正箇所は承認議案書をご覧ください。こちらの3ページの新旧対照表になります。こちらのアンダーラインを引いている箇所の1の欄の改正となります。

こちらは設置に関する第2条の1の欄の改正でございまして、今まで「浅生原字新田一番地230」と規定していたものを8月1日からの新しい町名地番の施行に伴って、「つばめの杜一丁目2番地」と規定したものであります。

同様に、条例議案の概要にお戻り願います。

主な改正内容の2つ目の欄の第2条になりますが、こちらについては保育所の位置を改正するものであります。

第3条から第5条については子どもセンター、児童館、子育て支援センターの位置をそれぞれ改正するもの、第6条については町営住宅の位置を改正するものであります。

以上が条例議案の概要であり、その内容をまとめて条例化したものが今回提出いたしました省令議案でございますので、条文ごとを改めて読み上げての詳細な説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、承認第7号の専決処分について説明並びにご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第7号専決処分の承認を求めることについて（町名地番変更に伴う関係条例の整理に関する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第7号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 承認第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、承認第8号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、山元町立学校の設置に関する条例の一部

を改正する条例を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の2枚目が専決処分書でございます。説明につきましては、配布しております資料ナンバー4の条例議案の概要をご覧いただきたいと思っております。

移転復旧した山元町立山下第二小学校の位置をつばめの杜地内に改めるため、山元町立学校の設置に関する条例の一部を改正したので承認を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、山元町立山下第二小学校の位置は、被災前は「山元町高瀬字古谷地1番地」でありましたが、移転復旧後、学校の位置は「山元町つばめの杜一丁目3番地」となりましたので、改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、同学校の落成式を行いました平成28年8月25日としております。

以上が承認第8号の説明でございます。ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第8専決処分の承認を求めることについて（山元町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第8号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第63号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。議案第63号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

説明に当たりましては、配布資料のナンバー6条例議案の概要書をもとに説明させていただきますので、お手元にご準備いただきたいと存じます。

まず、本改正条例への提案理由についてでございますが、山元町シルバー人材センターの設立に伴い、当該団体に対し町職員を派遣することができるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、1の主な改正内容についてでございますが、まず1点目、(1)の職員を派遣することができる団体に一般社団法人山元町シルバー人材センターを加えることについてでござ

ざいますが、現行条例の規定におきましては、表の右側の改正前の欄に記載させていただいておりますとおり、職員を派遣できる団体としての位置づけにつきましては社会福祉法人山元町社会福祉協議会のみでございますが、これを表の左側、改正後の欄のように2号といたしまして、新たに「一般社団法人山元町シルバー人材センター」を追加規定し、当該法人に対しても町職員を派遣できるようにするものでございます。

次に、改正の2点目でございますけれども、(2)の再任用職員を派遣できるようにするため、派遣することができない職員から再任用職員を除く規定を加えることについてでございますが、下段の表の右側、改正前の欄をご覧くださいと存じます。

現行の派遣条例におきましては、1号の企業職員と2号の単純労務職員、3号の臨時職員、任期を定めて任用される職員、以下省略を記載してございますが、4号から7号まで列挙されている職員につきましては、現行規定におきまして派遣できない職員に位置づけされてございます。

今般、再任用職員を派遣できるようにするため、改正後の欄の③括弧書きのアンダーラインの部分でございますが、次の職員を除く規定を追加することによりまして、同号のア「常勤の再任用職員」、イの「再任用短時間勤務職員」及びウの「一部事務組合等を定年退職で再任用された職員」につきまして、派遣できるようにするための改正を行うものでございます。

なお、こうした再任用職員を派遣できるようにするための改正の背景には、我が町の組織上の問題でございますけれども、班長クラスの職員に係る年齢分布の極端な偏在性といった組織上の問題、さらには年金制度改革による年金支給開始年齢の繰り下げに伴い、今後、再任用職員の増加が見込まれる状況にありますこと、こうしたことから再任用職員を含め幅広く町職員の人材活用を図り、人事の硬直化を回避したいとするのが本条例の改正の狙いでございます。

最後に、2の施行期日でございますが、本年10月1日とするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。どうかご可決を賜われますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番目の主な改正内容の(1)の改正後、②一般社団法人山元町シルバー人材センターということになっていますが、シルバー人材センターというのはどこでも使えるものじゃなくて、認可を受けて承認をとらないと使えないことになっているんですが、町としてはいつとられたんですか。確認です。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。現在の派遣法でございますけれども、派遣法の中で派遣条例で定めることによって派遣できる団体の位置づけに、一般社団法人または一般財団法人以下法の中の4号まで列挙されております。

現在のシルバー人材センターにつきましては、設立に当たりましては一般社団の位置づけでございます。しかしながら、本シルバー人材センターの目的につきましては、高齢者福祉の増進なり勤労意欲のある者に対する就労の支援ということなのが……。 (「認可の確認ですから余り回りくどい説明はなしにしてください」の声あり) ごめんなさい、大変失礼いたしました。

認可の関係につきましては、産業振興課長から具体にお話しさせていただきます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。設立の関係等々については私からご説明させていただきます。

8月末に設立総会を開催しまして、おかげさまをもちまして9月1日付で法人登記完了という流れでございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私が質問いたしましたのは、シルバー人材センターというのは固有名詞でしてどこでも勝手に使えるものではないと、シルバー人材センター協会というのがあって、そこの認可を受けて承認をとらないとこの名前は使えないんですよというの確認で、それはとられたんですかという、私の捉え方が間違っていればあれですが、前に我々も検討したことがあったんです。そのときに、シルバー人材センターというのはもう固有名詞ですから勝手には使えませんよということと言われた気がするんですが、それは承認をちゃんととっておられるのかどうかというのを確認で申し上げた。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。ご指摘の件でございますけれども、これは法に基づきまして9月1日付で法人特許をし、さらに県のシルバー人材センター連合会の傘下に入るというふうなことで、一連の手續等については整っております。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。シルバー人材センター協会が板橋にあって、そこで一括管理しているはずなんです、それとの兼ね合い、後でクレームとか、そういうことはないのかどうかというのを確認ですが、その辺はいかがでしょう。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。その辺につきましても、当然のことながら手續のこれもしっかり県の連合会と進めて設立した経緯がございますので、問題がないとご認識いただければというふうに思います。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。問題ないように対応していただけるということで、その確認でございました。以上で終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第63号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第64号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第64号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の3ページからの新旧対照表と配布資料ナンバー7になります。条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

まずは、お手元の配布資料ナンバー7、条例議案の概要によりご説明申し上げます。

提案理由についてですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴って、町条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正ですが、小規模な家庭的保育事業に関する改正でございまして、現在、山元町内にはこれらの小規模な家庭的保育事業所はございませんが、今回の国の基準の改正及び県条例の改正にあわせて、今回、本条例を改正するものであります。

では、改正内容についてですが、大きく2点ございまして、1つ目はこちら条例議案概要の①建築基準法施行令の改正に伴う非常用階段の構造に関する改正であります。

（「避難」の声あり）間違えました。避難用階段の構造に関する改正ですね、2つ目は、こちらの議案の概要の②保育士の配置規定に特例を設ける改正となっております。

1つ目の改正につきましては、4階以上の階に保育室がある保育事業所に関する非常用階段の規定について排煙技術の進展による排煙方式の多様化に対応する改正となります。

2つ目の改正につきましては、こちら条例議案の概要の②のアからエまでの4点ございまして、いずれも小規模の保育事業所における保育士の配置に関する改正でございます。まず、アは附則第6条とありますが、朝夕などの児童が少なくなる時間帯における保育士の配置に関する特例でございます。イは、幼稚園教諭等の活用に関する特例です。ウは、1日8時間を超えるような勤務シフトの体制を柔軟にするための特例となっております。エに関しては、先ほど申し上げましたイとウの特例を適用する場合についての保育士の算定基準における特例を規定するものであります。

以上、議案第64号について条例議案の概要により簡単にですが申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これは全体として規制の緩和、安心の緩和と言えるか……。安心の緩和というのは当だってんのか。安心を否定するような内容になっているわけですが、これは今般のいろいろ全国的な社会問題にもつながっている、この世界のもろもろの諸問題の解決に当たるか、当たらないかというのは個人の受けとめ方があるんですが、都市部の問題と受けとめてよろしいかと、そういう受けとめ方をするわけですが、何も上が変わったからといって山元町で変える必要があるのかどうか。

というのは、みんな規制の緩和で、町にこういう考えがあるということであれば、当然、このような改正を行う必要があるのかと思うんですが、とりわけ②保育士の配置規定の特例、特例って本当に必要なのかとかね、山元町の現状を考えた場合、その辺の考え方について、町長、いかがでしょうか。これはみんな規制の緩和なんです。本来、資格のいる、そこで配置するというふうの規定されているものが、その資格がなくてもいい

いですよという内容になっているんですが、本当に、子育て日本一とまでは言えませんが、そうしたまちづくりを進めている中で、このような条例の改正というのは必要なものなのかどうなのか、町の考え方、この件について町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の議案の提案につきましては、今、議員も触れましたように、4階以上の階にある保育施設ということでございまして、いわゆる都市部における一定の高さの建物の中に保育施設を有する場合の取り扱いについての国の考え方を改正をするというものでございまして、山元町に必ずしも当てはまるものではないだろうと思えます。ご覧のとおり、山元町としては4階以上の建物自体が、私の認識としては存在…、病院とか特定の施設を除けばですね、そういう建物は存在しないというところがございます。

ただ、今なくても、今後、いずれはという部分も想定されますので、やはり国の改正に沿って他の自治体同様一定の準備、対応はしておく必要があるのかなと受けとめているところがございます。規制の緩和そのものにつきましても、議員ご指摘のとおり今の保育事情を踏まえた中で一定の範囲の中での改正を国のほうで今回すると受けとめているところがございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答弁では、否定しないという内容のものであると受けとめますが、①については、そもそもがどういう状況か、ここでなかなか判断できないものである。

この辺について、それから排煙方式の多様化に対応するためと、この辺についての説明もなかなかなくて、どういったものなのかということでの判断はつきかねる。しかしながら、当面の山元町にそのような状況が生まれるかどうかということも想定されないという中で、余りこの辺についてはちょっと私も判断しづらいところがあるわけですが、②については、これはやはりよほど注意といいます、町の考えでできるようになるんですよ、つくっておけばですね。その辺、上との関係、国・県が変わったから町もそれに絶対ならわなくちゃならないということで、こうした状況には合わないけれども、こういう改正をしておかなくちゃならないということでの改正なのかどうかということなんですが、その件につきましては、これは絶対改正しなければならないものなのかどうか、その辺について答えられる人に答えていただければ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

絶対変えなきゃだめな条例なのかという話の回答でよろしかったですか。

こちらは、あくまでも条例で規定するものでございまして、判断は市町村に委ねられてございます。それで、うちの町の判断としましては、やはり県の条例も改正になりまして、今、通常の保育所も実際保育所の配置基準の緩和を提供させていただいて、朝夕の児童が少なくなる時間帯とかはそのような特例を使って保育士じゃない者も採用してやっているような状況です。

なお、これに関しましては、やはりどうしても保育士不足ということに尽きるのかということで柔軟な対応をして、今のところ安全に保育をしている状況だというのがまず1点ございまして、このような現状を踏まえ、新たな参入を今後、山元町にこのような事業所を設けるような参入の機会を広く考えようということで今回、うちの町も国・県にならって保育士の基準の緩和をしようという提案でございまして、以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それは課長の考えなのか町の考えなのかということを確認しな

くちやならないと思うんですが、制度的にはそういうことになってきて、ちょっと現在もうやっているなんていう話も今伝わってきたんですが、もしそういうことであれば非常に重大な問題だということをもまず指摘して、今もそういうこと無資格の人でやっているという、私だけにそう伝わってきたのかどうかなんですが、もしそういうことであれば、これは重大な問題であると言わざるを得ない。まだこういう制度ができていないときに、確認されていないときに、もう既にそういうことがされているということであれば、それは非常に重大な問題だと思うんですが、その辺、もう一回確認いたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと言葉足らずになって申しわけございませんでした。

通常山元町で行っている保育所に関しましては、県の条例に基づいて運営してございます。それに関しては、ちょっと今手元にないんですが、7月だったと思うんですが、県で条例改正がございまして、このような形の配置基準の緩和が示されております。それによって、それ以降、うちでも取り入れて、どうしても保育士不足ということがございましたので早急に取り入れて運営をしている状況でございました。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。本当、県の条例に基づいてやっているということなんですが、それはそういうことでよろしいんですか。町の条例になくても県の条例でやれると。確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

山元町で行っている保育所に関しましては、県の条例であったり基準であったりに基づいて運営しているものであって、今回、条例として提案させていただくのは、それより小さい小規模な家庭保育とか事業所内保育とか、それに関しての条例及び基準については市町村で定めるとなっておりますので、山元町の保育所は国・県に基づいて、通常の小さな家庭保育なり事業所内保育の基準については、町の条例に基づいて行っているということになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ずっと話が飛んでいくんですが、よく私も今確認しました。山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての中の話だということで、そうすると通常は県の条例の中で山元町の保育事業というのは運営しているということですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ある程度設備であったり職員の配置基準であったり等は、全て県の条例に基づいてとなります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。通常保育行政についての町としての条例は存在していないと受けとめてよろしいんですか。これの同じ内容ですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。そうです。設置の条例はあるんですが、運営の基準に関することに関しては、国や県の条例、法律に基づいて行っております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そう言われるとそういうことでよろしいんですかということしか返っていかないんですが、本当にそういうことでやっているんですね。

であるならば、非常におかしいと、であるならば、なぜ山元町家庭的保育この件だけが町の条例として示さなければならないのかということになるわけですが、当然、こういう条例があるのであれば、本来の通常の普通の保育行政の事業の条例規定というものがあってしかるべきだと思うんですが、それは本当にはないんですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。やはり、市町村で条例規定しているのは、より小さなものに関して、地域密着型というか地域で行うものに関しての規定であって、通常認可保育所と言われているような大きな保育所については、国や県の条例基準に基づいて運営しているということになってございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。山元町の保育事業について、山元町の条例というものはないということですね。県の条例のもとで運営しているという捉え方でいいんですね。いや、あるか、ないかなんです。だから、小規模のやつについてはこうしてあるんだけど、通常のやつについてはないという中で、山元町の保育行政が進められている、取り組まれているという理解でいいんですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

設置条例はあるんですが、運営基準に関するものは定めていないというのが回答になります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それは他自治体も同じ動きだということですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたしますが、他市町村も同じ状況だと認識してございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことであれば、それはちょっと問題かなと思いますが、こっちもいろいろ詳しいものは、まだこの場でつかんでいないので、この件についてはいずれ機会がある場面で確認したいと思います。

そして、であるならば、県の条例の中でやっているということであれば、何もこんな細かい規定をつくる必要はないんじゃないかと。何も県の条例の中で対応すればいいということで、町としてこんな、規制の緩和そういう意味では非常に条件が悪い条件に戻るというか下がるといいますか、という内容のものなんです、これは。何も町で規定する必要はないんじゃないですか、そういうことになれば。県の条例の中で、その運用の中で、町としてはその時々で対応するということがよろしいんじゃないかと思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。考え方としてです。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり部分もございしますが、今回、規定させていただいたのは、あくまでもより小さな保育所、小規模保育と言われている今回改正になったA型と言われているものに関しては……。（「答弁になっていない。質問に対する答弁になっていない。必要ないんじゃないのということに対しての質問です」の声あり）

議長（阿部 均君）必要あるかどうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。A型の保育所は6人以上19人以下という小さな保育所です。こちらは主に行政ではなくて民間が行っている事業所が多いもので、現在、どうしても保育士不足という状況もございしますので、民間が参入しやすいような条件づけも必要じゃないかということで今回改正を提案しているものでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。議長にお尋ねしますが、今の私の質問に対しての答えということで議長としてはお認めになるんですね。

議長（阿部 均君）再度、遠藤君から質疑をお願いいたします。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから……。

議長（阿部 均君）聞いてろ、ちゃんと。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。本来の条例は県で対応していると。しかしながら、小規模のやつについては、上位法がある。同じですよ、条件ね。国と県の上位法がある中で対応している。小規模のやつについてだけ、なぜ自治体の条例が必要なのか。私は必要ないんじゃないか、県の条例の中でもやれるんじゃないのということを、これがなくても本来の運営についてはそれでやっているんだから、さっきの答弁では。そうしたら、これはなくてもやれるんじゃないですか。やろうとしてやれるんじゃないですかと、逆に言うと。山元町の条例がなくても県の条例で対応できるということであるならば、それはやれるんじゃないですかということの質問なんです。やれるか、やれないかと。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

小規模の保育事業、家庭的保育事業と言われているものに関しましての基準等については、市町村の条例で定めるとなっておりますのでつくっております、その今回は改正というご理解をいただければと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどの話に戻りますが、本来の通常の普通の保育は、今のよう規定にはなっていないんですか。市町村の条例に基づいて云々とはなっていないんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それについては県条例で定めるとなっているので、市町村はその条例に沿ってということになります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとわかるような、わからないような、私的には十分理解できていない状況の中で、しかしそういった制度の中で対応しなくちゃならないということなのかなど。それでも私は理解できない。あるいは問題視するわけですが、そういう状況であれば、私はこの件については納得できてないという態度を表明しながら、しかしながら、通さなくちゃならないと制度上ですね、それも理解できませんが、通さなければならぬ以上、やっぱり運用は十分気をつけた対応をすべきだと。

先ほどの言葉なんだけど、これは町長もそう思っているのかどうかわかりませんが、課長の言葉ですから、民間委託、民間に任せるとというのが、この「子育てするなら山元町」まあ、民間を否定するわけではありませんよ。しかし、今、民間が求められているのは公的保育所が少ない、本来はもともとこの措置で対応する保育、国の責任で進める事業であったのがどんどん緩和されてきている国の進めるあれで、そういった背景もあるわけですが、しかし、「子育てするなら山元町」ということであれば、やっぱり公的責任で対応できる公的な保育所の設置が望まれるわけです。

そして、この間、ずっと山元町ではそういう形で進んできたわけですが、その辺が今の話では、「子育てするなら山元町」、そして民間についてはいろいろありますが、民間の規制の緩和によって今いろいろな社会問題が起きています、いい、悪い別にして。否定する意味で言っているわけじゃないです。ただ、事実において無資格の保育所が、あるいは認可された保育所でもそういった緩和された中で対応して、もろもろの事件が頻発まではいかなくても耳に入ってきているところです。

ということも踏まえれば、やはり公的な責任、そして何回も、この後も出てくると思いますが、待遇の問題等々で、やはり十分な体制のもとでこういった保育行政というのは進めていかなければならない。とりわけ、何回も言うようですが、「子育てするなら山元町」ということであれば、その辺も十分な体制、対応で取り組んでいかなければならない事業であるということだと思いますが、そういった考え、思いをとりあえず町長に

まず確認して、そして、さらにこれを通さなければならんということであれば、まず運用で、その都度、議会の承認も確認しながらこういった条例の中身で対応する際には、そういったことで運用され、進め、取り組んでいただきたいと思うわけですが、その2点についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、議員の最初の質問に対しまして、私は改正内容の①に偏ったお答えをしてしまいましたこと、大変失礼申し上げます。

今、②を中心としたところのお尋ねがあったようでございますけれども、基本的には、先ほど担当課長からお話を申し上げさせていただいたとおりでございます。

確かに、「子育てするなら山元町」という大きなキャッチフレーズを掲げながらの子育ての支援の充実、強化というようなことでございますけれども、トータルとして町も一定の相当の責任を果たす部分もございまして、仮に町内においてですね、子育て保育業務に関しまして一定の責任ある対応をしてもらえる民間の力があるのであれば、私としては、そういうものもぜひ生かしながらトータルとして「子育てするなら山元町」という形に持っていければよろしいんじゃないのかなと基本的には思います。

ただ、現実、山元町がそういう状況にあるかという点については、ちょっとまだまだのところがあるかなという思いもするわけでございます。そういうことで②のほうはですね、ご理解賜りたいと思います。

それから、先ほど来からお話のございます国・県・地方自治体の基本的な流れの関係も少し研究させていただきたいと思いますが、理想はすべからず地方自治体までそれぞれ機能分担しながら条例できれいに整理、一貫した体系のもとで物事が整理されればよろしいかなと思う反面、やはりものによっては国全体としての統一した基準あるいは県全体としての統一した基準で、という側面もあるものですから、同じ保育行政の中でも、先ほどお答えしたようないわゆる自治体等がカバーする保育行政の規定の仕方、今回、民間に委ねる内容の家庭的保育事業等についての条例をどこの段階で守備範囲にするかという部分、そういうふうなものも多少あるということもあわせてご理解賜ればありがたいなと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問に正確に答えたとは思われませんが、いつまでもということもありますので、この辺について、運用については厳しくといいますか、ぜひというよりも議会に対してもそのような旨、運用の段階で確認しながら取り組んでいただくことを求めて、今の件については終わります。

施行期日6月1日というのはどう理解すれば。これは先ほどの説明の中で説明したのか。私が聞かなかっただけかな。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません、こちら説明を詳細にしておりません。

2の施行期日だったんですが、①の建物の関係です。4階以上の建物という基準の改正なんですが、こちらは建築基準法施行令の改正月日が6月1日となっていましたので、そのさかのぼってという改正になります。②の保育士の配置に関しましては公布の日と、2つの施行期日を違う形で今回提案させていただいてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私、わからないから確認するんですが、こういうやり方というのは許されるんですか。この中身については現実的なものではないから、まず大きく支障はないかと思うんですが、これまた議会の議決を要している中でね、もう既に実施し

ているということ、実施できるとなりますよね。今回、そういう事案はない、現実はない、事実はないからあれなんだけれども、こういう条例の改正のされ方、決められ方というのは許されるものなのではないでしょうか。これは専門家にお聞きします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問の回答なんですが、こちらは建築基準法の施行令が改正になった日に、大元は4階以上の排煙設備の改正ですので、それが6月1日。そこにさかのぼってそれに関係する法令も変えるということに関しましては、法令の担当含め確認しております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。建築基準法だけの内容でないでしょう、これ。②は建築基準法と関係あるの。保育士の無資格の者も大丈夫だよとか、そういうのは建築基準法と関係あるの。素人の質問ですから。だから、プロの人にわかりやすいように理解を求めているんですが。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません。ただいまのご質問にお答えします。

今回の一部改正は2種類ありまして、①と②と施行期日を分けてございます。①は、建築基準法施行令の改正に伴って、それを使っているうちの条例の4階以上の階の排煙設備の技術の進展等の改正と。②の保育士の配置基準等の改正につきましては、あくまでも公布の日とさせていただきますので、今回、議決いただいた後に効力を発するという改正となります。2つの改正となります。施工月日が違うと。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。2つ施工月日、あとどこさ。②の部分の施工月日はどこさあったの。（「公布の日」の声あり）そういう説明をしないと私はわからない。そういうことです。

ただ、また元に戻るとあれなんだけれども、建築基準法はわかっているんだから、それではもっと前にこういうのを出さなくてはならないんじゃないのという素朴な疑問があるんですが、建築基準法に基づいてということなので、①のことで。その辺の理解はどうすればいいんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。おっしゃるとおりでございます。こちら6月1日の改正についてはもっと前にわかっている状態でございますが、今回、人員の配置に関しましては今回の議案が最短になりますので、それにあわせてそういう情報を聞きましたので、今回提案するというので、今回、セットで提案させてもらっております。

おっしゃったとおり、①の建築基準法については、さきの6月議会等で改正することは可能だったとは思いますが、人員の配置も予定されておりましたので、あわせて今回の議会のときにと考えて今回提案しています。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろ確認しても、ちょっと問題点ばかりが浮き上がってくるということなので、これは今すぐの問題にはならない内容ですので、この辺で終わりにしますが、今の話を聞いても、法改正、条例改正、非常に議会を軽視しているということに尽きるかと思えます。これは議決要件ですよ。それが本来ならば6月以前にわかっていたら、これはこれで提案してこなければならぬということになるわけですが、その辺の考え方が非常に、何と表現していいかわからないんですが、問題があると思えますが、その辺について、町長どうですか。これで終わりますから。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には、議員ご指摘のとおり、速やかに法令等が改正された直後の議会にお諮りするというのが原則、基本だろうと思えます。極力そういう形で今後は対応してまいりたいなというふうに思います。

今回の件については、担当課長から申しあげましたように、山元町での置かれた状況を踏まえたときの実態面に即してこういう形になってしまったわけでございますけれども、以後、気をつけてまいりたいと思います。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。4番岩佐孝子君。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。この条例を見ますと、口実というか、国、自治体が率先してやらなきゃならない「子育てするなら山元町」それが有資格の保育士が少なくても済むような企業主導型の保育に推進していくようなそんなふうに思われるんですが、そういう懸念はないんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。やはり、現在、山元町の保育に関しましては、全て町で行っております。それはまず主として行っておりまして、やはりどうしても民間参入を考えた場合、窓口は広くしておくのも「子育てするなら山元町」というのもトータル的に考えられるということにして、これを改正したからといって民間参入を強く推し進める考えはございませんし、先ほど町長がお答えしたとおり、今、山元町に民間がどんどん来るような状況に置かれているわけでもないということをお含みいただき、トータル的に子育てを支援するという条例改正であるとお考えいただければと存じます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今の主管課長の回答でよろしいんでしょうか。町長、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど同様の質問が遠藤議員からもありましてお答えさせていただいた内容を今担当課長から再度説明させていただきましたとおりでございます。今すぐに山元町がこういう家庭的保育事業に取り組めるような環境状況にはないだろうと。ただ、基本的には町を挙げて行政のみならずという部分があれば、そういう部分も大いに力をおかりしながらやってもよろしいんじゃないでしょうかという趣旨のお答えを申し上げたところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。保育の質を低下させ、そして子供の安心・安全を確保するために保育士の処遇改善等を強く求めていくわけなんですけれども、子供の健全な発育と成長を脅かすようなことのないようにだけは十分留意していただきたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）何番と言ってください。ただ手を挙げるだけではなくて。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。確認させていただきたいことがあります。現在、審議されている一部改正条例は、本町にはもう条例が課されているその一部を改正するための条例だと考えておりますが、今回提案されておりますのは、①と②でまず中身が全く違う。いわゆる建物避難用の階段等が①で、②が保育士等の労働に関することと考えておりますが、先ほど、お答えの中に山元町にはこの規則を運用している例がないというお話がございましたが、運用されている例がないのに上位法だから改正するんだという解釈でよろしいわけでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えします。

今すぐに民間に力を入れて誘致するようなことではないんですが、改正をしておけば、そういうときが来た場合、民間を入れる、入れない、設置の許可基準とかの許可も町で行うような、ちゃんと町が審査して認めた事業所を許可するという許可権限も町にござ

います。そのようなことを今すぐに動くわけじゃないんですが、いずれそういう機会があれば、すぐにでも広域行政にもっと力を入れるように準備をしていくという改正とお含みいただければと思います。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。将来を見据えてという考えであれば非常にいいと思いますが、②は、子供たちにとってはマイナスの改革なのかなということを見ると、なかなか難しい問題がありますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

マイナスの改定と言われましても、こちらは実際、保育士は、例えば朝夕の児童が少なくなる時間帯における保育士の配置に関しても必ず資格を持った者が配置されるわけでありまして、最後のエに関しましても、全て保育所の3分の2以上はやはり有資格が必要ということで、ある一定の安全基準、保育基準を満たした改正ということを考えてございます。それで質が下がるということではなく、安全な保育をなお、そういう懸念もございましたのであれば、なお、今後そのような安全な保育ができるように指導して運営してまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。今、審議しておりますのは、小規模保育事業所及び事業所内保育所のことですので、エのようなところが出てくるとは思いますが、ひいては、これを町の保育所に採用するようなことになりはしないのか。

なぜかといいますと、先ほど、県の条例、国の条例に基づいて町の保育所は運営、運用しているという話がありましたが、基本的には、普通は各施設で運用規則、運営規則があつてしかるべきですが、当町の保育所にはそのような規則があるのか否か、お伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えします。

保育所設置基準とか設備の基準に関しては、県の定める条例に基づいて運営していると、先ほどから申し上げている内容でございます。町で定めているのは、開所時間とか終わりの時間とか、そのような詳細については条例ではなくて規則等で定めているような状況でございます。

先ほどのご質問の回答にもなるんですが、このような今回提案している条例の改正になっている小さな保育機能に関しましては、許認可とか指導も全部町で行うこととなりますので、そのような保育所の質が落ちないように指導強化を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。確かに、最終的にはそうだろうと思いますが、やはり町の考え方としては、町の運営する保育所であろうと小さな規模の事業所が運営する保育所であろうと同じような条件のもとで子供は育てるべきではないのかなというのが私の考え方なわけですが、町長はいかにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。小学校ですといわゆる義務教育です。義務教育ですと、やはり国全体としての統一した考え方、基準に基づいてやるという仕組みが基本中の基本なわけでございますけれども、保育行政については、ご案内のとおりいわゆる未就学児童全員が義務としてやらなくちゃいけないわけではないわけでございますね。一定の年齢であれば幼稚園に行く方もおられますし、あるいは保育所に行かれる方もいる。保育所も必ずしも公設でなければいけないという決まりではございませんので、そういう中で、ぜひ広くこれを受けとめていただければなと思うところでございます。

町の一定の保育を必要とする対象者が何人かいらっしゃる中で、一定の例は町なり、いわゆる地方自治体が担うという部分、あるいは一定の部分については民間に委ねると、これは許された仕組み、考え方でございますので、そこでお互いに機能分担をしながらやっていけばよろしい性質のものじゃなかろうかなと思います。

山元町の場合は、たまたま私立の部分がないという中での議論でございますので、議員ご指摘のような側面になりがちでございますけれども、全国的な他の自治体の状況も勘案していただきながら、保育行政の仕組みそのものをまたここでご理解いただければありがたいなというふうに思います。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。世の中が変わってきまして、このような時代になってきておりますので、今さら幼稚園と保育所の管轄する部署が違う、いわゆる文科省等々の違いでこうなっているんだということとか、これまでの流れについては私もわかるわけですが、現在、示されております体制について、私、大きな反対をするわけではございません。ただ、働く人、子育てする人のことを考えて山元町を見た場合に、少し町でも考えていかなくちゃならない問題なのかなということ発言をさせていただきました。

と同時に、やはりつばめの杜保育所の運営規則なりなんかをきちっとつくって、町民に示したり我々にも示して、行政のあり方をしっかりしていかないとだめなものなのではないかなということをご指摘しておきたいと思います。以上で終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 6 4 号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 6 4 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は 1 1 時 1 5 分といたします。

午前 1 1 時 0 5 分 休 憩

午前 1 1 時 1 5 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第 6 . 議案第 6 5 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。議案第65号平成28年度 山元町防災行政無線屋外子局等更新工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料ナンバー8、議案の概要によりご説明いたします。

提案理由でございますが、山元町防災行政無線屋外子局等更新工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、項目及び内容を申し上げます。

1、契約の目的は、平成28年度山元町防災行政無線屋外子局等更新工事です。

2、契約の方法は、随意契約であります。

3、契約金額は、一つ金2億7,864万円、消費税を含みます。なお、落札率は97.82パーセントでした。

4、契約の相手方は、仙台市青葉区所在の株式会社富士通マーケティング東北支社です。

5、工事の場所は、山元町全域であります。

6、工事の概要ですが、親局設備につきましては、更新に伴う操作卓等の改修一式、屋外子局等設備につきましては、デジタル放送用の屋外拡声子局を25局整備し、アナログ放送の既設子局32局を撤去するものです。個別受信機設備につきましては、町内の家庭、事業所等に無償貸与する個別受信機2,500台を整備し貸与するとともに、役場親局及び坂元中学校に設置の中継局から半径2キロメートルを超える地域への貸与の際に必要となります屋外アンテナ1,350組の設置を行うものであります。

次のページに添付しております屋外子局配置予定箇所図について簡単にご説明いたします。

沿岸部の水色の屋外子局につきましては、平成24年度に実施した災害復旧工事の際、デジタル化により復旧した屋外子局でございます。今回のデジタル化更新工事は、丘通りを中心とした工事となります。本事業のもう一つの柱である個別受信機を配布する観点から、32局あるアナログ子局の一部を統廃合し、デジタル対応の25局に更新するもので、図面の黄色の屋外子局が新しいデジタル屋外子局となります。

概要に戻ります。

7、工期でございますが、契約日、本議会で議決された日の翌日から平成29年3月31日まででございます。

なお、先ほど工事の概要でご説明いたしましたが、個別受信機につきましては、受注生産であり、また屋外アンテナを設置しながらの配布となりますことから、工期の延長も想定しているところでございます。事業の進捗を確認しながら、また改めてご説明する機会を頂戴したいと考えておりますので、その節はよろしくお願いたします。

以上で議案第65号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

10番高橋建夫君の質疑を許します。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今、説明の中にありましたけれども、項目の6番目、工事の概要（3）個別受信機設備の個別受信機2,500台とありますけれども、当初予算化したときに、この2,500台は1台当たり幾らで試算したかということと、あとは現在、

希望者がどのくらいになっているのかということをちょっと確認させてください。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。個別受信機の1台の整備費用でございますが、1台当たり、1個の値段としては5万円という形で想定したものでございました。

今回の申し込みの状況でございますが、実は、6月半ばに行政区長様を通じまして申し込みの調査を行ったところでございます。締め切った段階での個数が、実は一般のご家庭からの申し込みが2,100台と、あとそれ以外に事業所用として300台と、あと予備で100台と2,500台ということで、今回、まずは一旦の工事の発注という形をとらせていただきました。

申し込みの状況としては、今のところ55パーセント程度の申し込み率だったものですから、やはり配布につきましては町内の各世帯に配りたいという町の基本的な考えがございますので、「広報やまもと」9月号にて改めて募集の申し込みをするような形で今周知したところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。じゃあ、今の一番新しい情報では、申し込みが55パーセントですよ。そうしますと、45パーセントのギャップに対して、1台当たりのコストが下がるのか、そういうことではないんですか。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。現在の発注個数の中でこれがふえる、減るという形での単価の改正はないと理解しております。

10番（高橋建夫君）はい、議長。じゃあ、コストに対しては心配ないということですね。

じゃあ、ぜひともいちご団地等で、外で作業されている方というところの普及等々にも積極的に当たられて、普及するように努力を惜しまないで進んでもらえればなと思います。意見です。ありがとうございました。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

議長（阿部均君）これから議案第65号平成28年度 山元町防災行政無線屋外子局等更新工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部均君）日程第7. 議案第68号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。議案第68号平成26年度 磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の変更について説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第3回定例会配布資料ナンバー11でご説明いたしますのでご覧ください。

本案件は、現在、施工中の磯浜漁港海岸保全施設堤防工事において、契約内容の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

主な事項と内容を説明させていただきます。

1、契約の目的は、平成26年度 磯浜漁港海岸保全施設堤防工事です。

2、契約の相手方は、仙台市の日建工業株式会社です。

3、契約金額は、税込みで現契約額が4億8,008万7,000円、変更契約が5億1,036万9,120円、増額が3,028万2,120円、6.31パーセントの増額です。

4、工事の場所は、山元町坂元字浜先です。

5、工事の概要は、次ページの別紙1をご覧ください。

主な変更点ですが、堤防部、基礎捨石工が625立米に増嵩となります。次に、堤防部すりつけ工について69平米に増嵩になります。次に、乗り越し道路部の防護柵が当初32メートルに対して、80メートルに増嵩になります。

前のページにお戻りください。

6、工期は、平成27年2月28日から平成28年9月30日までとなっておりますが、平成29年1月10日まで延期予定でございます。

7、変更理由については、堤防工事の基礎部分の施工に当たり、当初設計は標準断面としていたが、指針の変更に伴い水産庁と協議の結果、基礎部の捨石工が増嵩になります。

2つ目として、水産庁及び国交省で施工した堤防との接続部について、施工協議の結果、堤体すりつけ工及び防護柵等を本工事において行うことになったため、増嵩となります。

3ページ目の図面をご覧ください。

図面下の部分の標準断面図でございますけれども、赤着色部分が捨石工の増嵩部分となります。津波に粘り強い構造に設計指針が改定となり、基礎部が厚くなっております。赤の部分が増嵩となっております。その上の右上の平面図でございますけれども、赤丸部分のすりつけ工の手すりや階段工が増嵩となっております。

1ページ目にお戻りください。

8、議決経緯は記載のとおりです。

以上で議案第68号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、課長から説明がありました。この図面の中の増嵩部分について増額が3,000万円と出ていますけれども、内訳をちょっと教えていただけますか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。増嵩の内訳でございますが、変更理由の1番の捨

石の部分が3,000万円のうち、約1,500万円と半分になります。それと附帯工の手すり、階段、車どめ等で1,500万円、合わせて約3,000万円となります。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、図面の中の3カ所の部分がありますよね。あとピンクの色というところの部分。確認です。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。標準断面図の赤の部分1つがまず捨石工の増嵩ということで1,500万円になります。図面の右上の3カ所の手すり、階段工、車どめ等の附帯工で1,500万円になります。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

議長（阿部均君）これから議案第68号平成26年度 磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）異議なしと認めます。

議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部均君）日程第8．議案第69号、日程第9．議案第70号、日程第10．議案第71号、日程第11．議案第72号、日程第12．議案第73号、日程第13．議案第74号の6件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。議案第69号から議案第74号について。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、ご説明させていただきます。

議案第69号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、議案第70号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、議案第71号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について、議案第72号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第73号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について、議案第74号仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について、以上6議案につきましてご説明させていただきます。

各議案につきましては、それぞれ議案の概要に関する資料を別途配布させていただいておりますが、いずれの議案につきましても、提案理由、改正内容及び施行期日につきましては、同意の趣旨の改正となつてございますので、私からの説明に当たりましては、配布資料とは別にご説明申し上げさせていただきますので、あらかじめご了承をお願い

するものでございます。

ご提案を申し上げております議案第69号から議案第74号までの各関係機関等の規約の変更についてでございますが、これらの機関においては、地方自治法に規定されている事務の共同処理制度の枠組みの中で、県内の市町村を構成員とし、それぞれ委員会や組合あるいは協議会といった組織を構成してございます。

来月10月10日に富谷町が県内14番目の市として市制移行することに伴い、各機関で定められている規約の条文中、構成自治体名等に関する規定部分については、それぞれ「富谷町」から「富谷市」へ自治体名の変更あるいは構成自治体の数の変更等の規約改正が必要となります。それぞれの機関におきまして、こうした規約改正を行うためには、地方自治法の定めに従い、あらかじめ構成自治体の議会の議決を経て協議を進める必要がありますことから、これらの機関の構成員である我が町におきましても、自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、各関係機関の所掌事務について簡潔にご説明を加えさせていただければと存じます。

まず、議案第69号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会につきましては、非常勤職員の公務災害補償等の認定に関する事務を、議案第70号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会につきましては、非常勤職員の公務災害の補償または通勤災害に係る不服申し立てに関する事務を、そして議案第71号の宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合につきましては、消防団員に係る損害補償及び退職報償金の支給並びに消防作業等に従事した者及び救急業務に協力した者に係る損害補償等の支給事務を、議案第72号の宮城県市町村職員退職手当組合につきましては、市町村及び市町村の一部事務組合の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当に関する事務を、また議案第73号の宮城県市町村自治振興センターにつきましては、構成市町村内の職員研修や自治研修のための調査・研究並びに研修施設等の施設の取得及び管理事務を、そして最後となりますが、議案第74号の仙台都市圏広域行政推進協議会につきましては、仙台都市圏内の広域行政計画の策定や広域行政計画に基づく意見の表明及び要望活動などについて、それぞれ広域連携のもと協働で事務処理を行っている機関でございます。

最後に、改正後の規約の施行日についてでございますが、これは富谷町の市制移行日である10月10日にあわせての施行となります。

以上、関係6議案につきまして一括したご説明を申し上げましたが、議案の詳細につきましては別途配布資料に記載してございますので、ご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げますが、どうぞご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第69号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第70号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第71号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第72号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第73号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第74号仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第75号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八楸政信君）はい、議長。それでは、議案第75号平成28年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書とあわせまして、補正予算附属資料説明書もお手元にご準備いただければと思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ15億7,436万9,000円を追加いたしまして、総額を239億5,158万1,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、地方債の補正も行っているところでございます。

それでは、歳出予算から順にご説明させていただきます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、人件費につきましてご説明いたします。こちら第1款議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など人件費の補正を行ってございます。こちらにつきましては、例年9月補正で行っております人事異動に伴う補正となっております。当初予算におきましては、1月1日現在の人員に合わせて人件費を組んでおりますが、その後、異動等があったことから、8月1日現在の人員で置きかえているものでございます。以下、同じ考え方で人件費を割り振っておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、人件費以外につきまして、主なものを順次ご説明させていただきます。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして、合わせて1億9,323万円を計上しております。

こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げます。

1ページをご覧くださいと思います。

まず、（仮称）役場第4仮庁舎の維持管理費でございます。こちらは、町発注業務の受託者であります株式会社オオバが建設、所有しておりました町有地内の事務所建物につきまして、今後の業務縮小に伴い寄附採納の意向が示され、今後、シルバー人材センター事務所等への利活用が見込まれることから寄附を受けることとし、それに伴い発生する建物の維持管理等に係る所要の経費につきまして、高熱水費、共済費、設備管理業務委託料、改修費等合わせて133万9,000円を計上しているものでございます。

次に、山元町役場庁舎新築復旧建設工事実施設計業務委託につきまして、2,000万円を計上しております。こちらにつきましては、原形復旧にとどまらない将来を見据

えた建物、役場庁舎を検討していることから、調整項目が多岐にわたり意見調整や対応の検討に不測の時間を要したことから、業務履行期間を延長し、あわせて所要の予算を計上するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、議案書12ページをお開き願います。

積立金を1億7,189万1,000円計上しております。こちらにつきましては、平成27年度の繰越事業の実績確定に伴いまして、既収入特定財源を震災復興交付金基金に積み立てするものでございます。

次に、第6目企画費でございます。工事請負費120万円を計上しております。こちらにつきましては、現在、民有地に設置している坂元駅バス停の自転車置き場について、12月のJR常磐線運転再開にあわせて撤去する必要があることから、原状回復に要する経費について計上したものでございます。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費でございますが、こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書の3ページをあわせてご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、平成28年度臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきまして、合わせて6,142万3,000円を計上してございます。こちらは平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々の負担を軽減するため、一定の要件を満たす方に対して給付金を支給するほか、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害年金、遺族年金の受給者及び一定の要件を満たす高齢者を支援するために給付金を支給するものでございます。給付金のほか、システム回収業務委託料等の事務経費もあわせて計上してございます。財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

たびたび恐縮でございます。議案書にお戻りいただきまして、13ページをご覧いただきたいと思っております。

第2目老人福祉費でございます。こちらにつきましては、右側の説明欄の一番上になります後期高齢者医療制度療養給付金負担金といたしまして425万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、平成27年中の後期高齢者医療の一部負担金免除に係る町負担分となっております。

次に、介護ロボット等導入支援事業特例交付金につきまして、92万7,000円計上しております。こちらにつきましては、介護サービス事業所が介護ロボットを導入する際の経費を助成し、介護従事者の負担の軽減を図るものとなっているものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

次に、介護保険事業特別会計繰出金につきまして、869万4,000円を増額してございます。こちらにつきましては、介護特会におきまして、そちらに係る職員の人事異動等がございました関係で、一般会計から繰り入れる額を増額しているものでございます。

議案書の14ページにお移り願います。

第2項児童福祉費でございます。第3目保育所費につきまして、人事異動に係る人件費の補正のほか、臨時保育士3名の人件費を増額するものとなっております。

続きまして、第4款衛生費でございます。第4款衛生費第4項保健衛生費の第2目予防費でございます。予防費につきまして、211万5,000円を計上しております。

こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、ことし10月1日から定期接種化されるB型肝炎ワクチン及び新たな子育て支援策の一環といたしまして、任意接種でありますロタウイルスワクチン、おたふく風邪ワクチンの予防接種に係る助成経費となっております。

引き続き、補正予算附属資料説明書の7ページ、それから議案書の15ページもご覧いただきたいと思います。

第4款衛生費の第2項清掃費でございます。第6目災害廃棄物処理事業費につきまして、合わせて7億7,439万2,000円を計上してございます。こちらにつきましては、瓦れきの再生資材及び残土ストックヤード整備事業でございますが、工事請負費を7億7,352万1,000円計上しております。

内容といたしましては、震災により発生した津波由来土砂や各種復興事業により発生した残土を保管している既存のストックヤードについて、底地の災害復旧事業ですとか土地利用計画等に伴いまして移動が必要となっていることから、ストックヤードを新たに整備するものでございます。財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金の6億1,881万6,000円となっております。

議案書に戻りまして、16ページをご覧いただきたいと思います。

議案書、16ページ、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費につきまして、20万円計上しております。こちらにつきましては、農地中間管理機構より業務を受託し、圃場整備地区内などの農地の集積・集約を促進する事業を実施するものでございます。

次に、第6目食糧自給総合対策費でございます。償還金利子および割引料として54万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金の平成27年度実績に基づく返還金でございます。

次に、第8目国営農地再編整備事業費でございます。負担金補助及び交付金を142万4,000円計上してございます。こちらにつきましては、亘理土地改良区が実施する山寺川排水路のネットフェンス設置に対して補助金を交付するものでございます。

次に、第9目農業復興推進費でございます。合わせて4,497万9,000円を上しております。

こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、交流拠点施設道の駅整備事業といたしまして、1,550万3,000円を計上しております。内容といたしましては、交流拠点施設を道の駅と一体型で整備するに当たり国と協議を進めるため、道の駅としての基本方針や整備計画、施設機能、規模の検討、適地の選定などに係る基本計画を策定するものでございます。

次に、東日本大震災農業生産対策交付金として、負担金補助及び交付金を1,737万6,000円計上しております。内容といたしましては、東日本大震災により被災した畑地において、生産者が営農を再開するに当たり必要となる農業用資機材の整備に対し補助するものでございます。財源につきましては、国及び県補助金を1,629万円計上してございます。

続きまして、附属資料説明書の13ページをご覧いただきたいと思います。

被災地域農地集積支援事業といたしまして、負担金補助及び交付金を1,210万円計上しております。こちらにつきましては、離農または経営転換等により所有する農地を農地中間管理機構を通じて担い手に貸し付ける場合において、一定の条件のもと、協力金を交付するものであり、今回、農地の貸し付け実績が増加したことに伴い、補正計上するものでございます。

では、議案書にお戻りいただきまして、17ページをお開きいただきたいと思います。

第3項水産業費第2目水産業復興推進費でございます。負担金補助及び交付金を35万円計上しております。こちらにつきましては、被災漁業者の経営再開を支援するため、漁具の取得に対するかさ上げ補助金を交付するものでございます。

続きまして、第7款商工費第1項商工費でございます。

まず、第2目商工振興費でございますが、こちらは6月定例会でご可決いただきました地方創生加速化交付金事業につきまして、二次申請において採択されたことから、財源を国庫支出金へ変更するというものでございます。

次に、第4目商工復興推進費につきまして、負担金補助及び交付金を80万5,000円計上しております。こちらにつきましては、昨年、町内に立地した企業に対して、固定資産税額を基準とする企業立地奨励金及び町内に住所を有する常時雇用従業者数を基準とする雇用促進奨励金をそれぞれ交付するものでございます。

議案書18ページをご覧ください。

第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目道路橋梁復興推進費につきまして、合わせて4億6,942万3,000円計上してございます。こちらにつきましても、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げます。

資料の16ページをお開き願います。

まず、社会資本整備総合交付金事業でございますが、こちらにつきましては、平成28年度社会資本整備総合交付金の交付決定を受けたことに伴う補正のほか、事業の進捗状況により各路線間の事業費の組み替えを行うものでございます。財源につきましては、国庫補助金2億7,370万8,000円となっております。

同じく附属資料説明書の18ページをおめくりいただきましてお開きいただきたいと思います。

次に、坂元川改修事業負担金でございます。こちらにつきましては、県事業に係る県との費用負担協定に基づきまして町の負担金として1,283万円を計上したものでございます。当初、平成29年度に負担予定でございましたが、坂元新市街地の事業完成にあわせて実施することとなり、補正するものでございます。財源につきましては、町債1,150万円となっております。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

議案書19ページ、第3項河川費の第1目河川管理費でございます。こちら合わせて321万円計上しております。こちらにつきましては、合戦原地内の水路用地の取得に係る経費を計上しているものでございます。

次に、第4項住宅費でございます。まず、第1目住宅管理費でございます。こちら委託料として200万円計上しております。こちらにつきましても、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

既存の町営住宅におきまして、現在、物置が設置されていない住宅に対して、仮設住宅の物置を再利用し、移設するものとなっております。

たびたび恐縮です、議案書の19ページにお戻りいただきたいと思います。

議案書19ページの一番下になります、第3目公営事業建築事業費でございます。委託料を1,100万円計上しております。こちらにつきましては、各新市街地におきまして、災害公営住宅入居者の利便性の向上を図るため、現在位置等を示した案内板の設置を行うものでございます。財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金を962万5,000円、それから町債を130万円計上してございます。

議案書の20ページに移ります。

次に、第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費でございます。こちら790万円を計上しております。一番右、説明欄の上から順にご説明申し上げます。

新坂元駅周辺地区暫定駐車場整備事業でございます。工事請負費を680万円計上しております。こちらにつきましては、JR常磐線の運転再開にあわせ、坂元駅利用者の利便性向上を図るため、暫定的な駐車場整備を行うものでございます。

次に、防災集団移転促進事業でございます。工事請負費を110万円計上しております。こちらにつきましては、宮城病院地区の集会所建設に当たり、良好な利用環境を確保するため、各部屋に空調機を設置するものでございます。財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金88万円となっております。

続きまして、第9款消防費第1項消防費でございます。第1目非常備消防費につきまして79万4,000円計上しております。こちらにつきましては、消防団員の活動時における安全対策強化を図るため、安全装備品を配備するものでございます。財源といたしましては、全額消防団員等公務災害補償等共済基金からの補助金となっております。

続きまして、第10款教育費第2項小学校費及び、おめくりいただきまして議案書の21ページでございます第3項の中学校費でございます。各校の教育振興費におきまして備品購入費を合わせて150万円計上しております。こちらにつきましては、寄附金を活用いたしまして、各小中学校の教材備品を購入するものでございます。

同じく第2項小学校費、第3項中学校費の第1目学校管理費、第5項社会教育費第2目公民館費、第3目文化財保護費及び第6目の深山山麓少年の森管理費並びに第6項保健体育費第3目体育施設費におきまして、委託料をそれぞれ計上してございます。こちらにつきましては、各施設における草刈り等の環境整備を委託するというものでございます。

議案書の22ページをご覧くださいと思います。

次に、第6項保健体育費第3目体育施設費におきまして、役務費104万2,000円を計上しております。

こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げます。

27ページをご覧くださいと思います。

27ページの下段になります。こちらにつきましては、民有地を賃借しております山寺グラウンド、真庭グラウンドの適正な賃借料の算定のために不動産鑑定評価を行うというものでございます。

議案書22ページにお戻りいただきまして、歳出予算の最後になります。

第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。第1目災害援護資金貸付

金につきまして償還金利子及び割引料を300万円計上しております。

こちらにつきましても、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明申し上げます。最後の28ページをご覧いただきたいと思います。

災害援護資金貸付金につきまして、平成27年10月から平成28年3月末までに繰上償還された貸し付け回収金を平成28年9月末までに県に償還いたしますが、回収金が当初想定を上回ったということから所要額を補正するものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第10款地方交付税でございます。普通交付税につきまして、4,907万3,000円減額しております。こちらは決定額が当初予算で見積もった額を下回ったことにより減額補正するものでございます。

次に、3億9,838万8,000円震災復興特別交付税を計上しております。こちらは、震災復興交付金基金事業等の補助裏に充てるものなどとなっております。

続きまして、第12款分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては、被災者や多子世帯、ひとり親世帯等の要援護世帯に対する保育料の軽減措置により630万3,000円減額するものでございます。

続きまして、第14款国庫支出金でございます。こちらにつきましては先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、第15款県支出金でございます。民生費、それから農林水産業費といたしまして、説明欄記載の県補助金を計上しております。農林水産業費県補助金につきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。また、民生費の県補助金につきましては、特定不妊治療費助成事業やすこやか絵本事業に対する補助となっております。

議案書8ページをご覧いただきたいと思います。

第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出予算でご説明いたしました教育関係への指定寄附150万円及び互理郡農業振興公社解散に伴う清算金を農業関係の指定寄附として受領した155万7,000円、計305万7,000円となっております。

続きまして第18款繰入金でございます。第1項特別会計繰入金といたしまして、国保、後期高齢・介護保険の各特別会計から、それぞれ一般会計に繰り入れしております。こちらは平成27年度決算に基づき精算を行いました結果、一般会計に入れているもので、例年どおりのものとなっております。

第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございます。4億707万3,000円減額しております。こちらにつきましては、平成27年度決算に基づき繰越金を計上してございまして、財源調整の結果、財政調整基金を取り崩す必要がなくなったことから減額しております。

その下の震災復興交付金基金繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたとおり、災害公営住宅整備事業やストックヤード整備事業等の事業に充当いたしますことから、6億3,173万6,000円取り崩しているものでございます。

その下の子育て支援基金繰入金につきましては、県補助金の交付を受けることとなっ

たことから、財源を振り替え、取り崩しを18万6,000円減額しているものでございます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第19款繰越金でございます。先ほども若干ご説明申し上げましたが、平成27年度決算に基づきまして6億6,057万2,000円の繰越金を計上しております。ルールに基づきまして、実質収支の2分の1以上を決算剰余金として財政調整基金に積み立てた残額を繰越金として計上しているものでございます。

第20款諸収入でございます。第4項受託事業収入につきましては、農地中間管理機構からの受託事業収入であり、歳出でご説明したとおりでございます。

次に、第5項雑入でございます。第1目雑入のうち、消防団員安全装備品整備等助成事業につきましては、先ほど補正予算でご説明した内容のとおりでございます。また、亘理郡農業振興公社解散に伴う出捐金の返還金として60万円を計上しております。

次に、第2目過年度収入につきましては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償金のほか、介護保険低所得者保険料軽減負担金の追加交付、山元町地域水田農業推進協議会補助金返還金となっております。

最後の第21款町債につきましては、次の地方債の補正でご説明申し上げますので省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

最後に、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正でございます。

1つ目に、災害公営住宅建設事業でございます。限度額を2,350万円から130万円増の2,480万円に補正しております。

2つ目は、公共事業等債でございます。限度額を1億4,070万円から5,330万円減の8,740万円に補正しております。こちらにつきましては、社総交事業の一部につきまして減額を行うことから、それにあわせ減額をするものでございます。

3つ目は、臨時財政対策債でございます。限度額を2億209万6,000円から751万円減額の1億9,458万6,000円に補正しております。こちらは、普通交付税の算定が終了し、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う補正でございます。

いずれも利率や償還の方法につきまして、変更はございません。

以上が今回の3号補正予算案の内容となっております。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行うわけですが、暫時休憩後に質疑に入らせていただきます。この際、暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

議長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(阿部 均君)これから議案第75号の質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。それでは、先ほど、財政課長から説明がありました中で、町長にちょっと確認だけさせていただきます。16ページの9目13節委託料について確認させていただきます。

交流拠点施設道の駅整備事業基本計画策定業務委託料1, 545万円とありますが、この委託料は、これまで説明のあったとおり交流拠点施設、いわゆる直売所施設を道の駅として一体的に整備し、かつ候補地を5カ所で検討するための委託料と理解しているかどうか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのお尋ねの交流拠点道の駅の予算の計上の関係でございますけれども、委託料の計上の考え方につきましては、これまでの議会での議論も踏まえて、この機会にぜひネームバリューのある集客効果の期待ができる道の駅として進めていくための調査費用という形で盛り込ませていただいたところでございました。

ただ、きょう、お配りいただいた所管の産建常任委員会の調査報告書での考察なども拝見しているということでございますので、こういう視点、観点というのをしっかりと踏まえた形で予算の執行に当たっていかなくちやないなというふうに思っております。

12番（青田和夫君）はい、議長。それで、もう1点だけ確認させていただきます。委託料の財源は、補助金ではなく貴重な一般財源と解釈してよろしいんですね。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。ご指摘のとおり、全て一般財源になります。以上です。

（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。11ページの総務費2款1項5目の役場庁舎の件ですが、委託料2,000万円ということで役場新庁舎新築に伴う実施計画業務委託料増ということなのですが、原因は先ほど課長から説明のありました調整するのに時間が余計かかったためということなのですが、時間がかかった原因は一体何が原因ですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回、委託期間の延長ということもご説明させていただいておりますが、そもそも昨年度におきまして、基本設計の平面確定というところまでなかなか至らず、一定の到達点でもって国の震災復興特別交付税の交付を受ける関係上、27年度中に実施設計に入らなければいけないというところで、一定の到達点でもって平面図等を一旦出させていただきますので、その上で実施設計という形で今進めさせていただいているところです。

遅れている原因といたしましては、まず町民の方々の意見をやはり丁寧にお聞かせいただく必要があるということで、町民検討委員会等々の場で直接お話をする機会を設けさせていただいたということと、それからほかにも素質の関係で、例えば議会の素質について議場を特に1階にするか2階にするかといったところをいろいろ議会の皆様にも丁寧にご意見を伺いながら進めてきたということもありまして、そういった面でなかなか平面図の確定というところまで至らず、現在、町民検討委員会も2回開かせていただきましていろいろご意見も頂戴したところで、ほぼ平面図も確定いたしましたので、今後、詳細な設計立面図ですとか設備関係の詳細な設計に移っていくという予定にしておりますが、ただ、実際の詳細設計に当たりましては、通常、5、6カ月かかるというところを、残り11月30日までの契約期間としておりまして、かなりもう日数も押し込んでいるということで、今回、委託期間を延長させていただくというものでございます。

以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。2, 0 0 0 万円の内訳というのは大体あるんですか。どういう項目で5 0 0 万円、どういう項目で7 0 0 万円、この内訳を教えてください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。内訳といたしましては、おおむね人件費ということになってございます。人件費プラスそのほかの諸経費ということで積算させていただいております。人件費として今回3 月半ば程度までの期間延長を見込んでおります。おおむね約7 0 日程度の日数の人件費ということで積算させていただいております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。恐らく、人件費が多いんだろうという想定はしていたんですが、いろいろな要望があって調整が遅れたと、時間がかかったということなんですが、もともとスタートが本来であれば町民なり利用する職員なり、あるいは利用する議員なりの話を聞いて行政区に反映させてからスタートするというべきであって、シーラカンスさんのほうもそういう姿勢でいけばこんな遅れることはなかったんじゃないかと思うんですが、その辺はどんなふうに。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。本来であれば、議員おっしゃるとおり1 1 月3 0 日までという、そもそも庁舎の竣工といいますか供用開始を3 0 年度に入って早目にとということで目標を立てて進んでいたところでもございまして、設計も1 1 月3 0 日までにとということで我々としてもシーラカンスとしても委託業者としても努力はさせていただいたところではあったんですけども、やはりご提示させていただいた庁舎の形状ですとか敷地内での配置ですとか、そういった部分で我々も想定外にかなり調整を要する事項がかなり多く、ぎりぎりまで最大限の努力はさせていただいたところなんですが、やはりちょっと1 1 月3 0 日までの設計完了は難しいということで、この時期でないと最終的な予算も難しいということで今回ご提案させていただいたところでもございます。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。いわゆる時間がかかったということで、スタート時点のやり方に問題があったと私は思うんですが、その辺のほんとうに、人件費がほとんどだという2, 0 0 0 万円の中身の交渉の段階では、そういう交渉はされたんでしょうか。

何を言いたいかという、シーラカンスさんサイドにも大いに責任はあったはずなんです。全部の責任じゃなく遅れたことに対しては。町のやり方もいろいろあったと思う。それは一方的に、例えば、向こうの言いなりで2, 0 0 0 万円は、延期になったんだから人件費を払いますよというのだと、私としてはちょっと納得できない部分があるので、その辺を確認。そういう意味の交渉をちゃんとしたのかどうか。それで2, 0 0 0 万円になったのか、お伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。こちらの積算なんですけれども、具体的に今回ご提案させていただいているのは、我々が積算させていただいた最大限の金額となつてございまして、今後、議員おっしゃるとおり今回どちらに責任があったかということについては、もちろん我々、シーラカンスでもいろいろ調整不足というのはあったかと思っております。そのあたりも踏まえまして、実際の変更契約の金額に当たっては、シーラカンスときちんとそのあたりを精査の上、調整させていただきたいと考えております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今後、再度追加とかなんかとかということがないのかどうか確認いたします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。さらなる追加ということは現時点では考えておりません。

平成30年度の供用開始に向けては、今回のタイミングというのが最終期限で、3月中旬には実施設計を完了させないと30年度の供用開始という目標を達成できませんので、そこは厳密に委託業者ともきちっと調整を図ってまいりたいと考えております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。別な角度からお尋ねします。一時、役場町内に産直施設をつくるということでこの仕事を委託していると思うんですが、あれがなくなったということで、むしろその分は安くなるのではないかと思うが、その辺は当初計画より幾らかでも安くなっているのかどうか、それをお尋ねします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回の契約のプロポーザルの際に、役場庁舎内に仮に交流拠点施設をつくった際ということでのプロポーザルの際のご提案ではいただいておりますが、実際の契約上は、交流拠点施設を敷地内につくるという形での契約とはなっていないので、その関係での契約金額の増減というのではないものと考えてございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。いずれにしても時間がかかるということは、時は金なり、時間がかかればお金もかかるということで、今後、そういったこれ以上時間をかけないで大至急建て、住民なり職員なりの利用価値が上がるように大至急進めていただきたいということで次の2点目の質問に入ります。

15ページ、426、ストックヤードの問題です。6番災害廃棄物処理事業費7億7,439万2,000円廃棄物処理ですね。これは前回の定例会でも質問させていただきましたが、これは当時30万トンということでしたが、今回はどれぐらいの数量でどこに移動するのか、まず確認させてください。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。附属説明資料の8ページをご覧くださいませでしょうか。

図面になりますけれども、全体土量としては17万4,000立米ございます。それで、今、置いてある箇所が図面の①牛橋地区土砂置き場、②笠野国有林、③新浜土砂置き場、④後藤淵国有林、ここに17万4,000立米、現在土を置いてございます。この土を地図上の少しグレーになっている牛橋レクリエーションゾーンと中浜防潮林ゾーン、ストックヤードと磯浜防潮ゾーンストックヤード、この3カ所に移動する予定でございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。当初、この前の1か月、3か月前は30万立米が17万になった。どこか使ってなくなったということなんですか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。現在、残土につきましては、県が行っております坂元川、戸花川の災害復旧工事においても再利用として流用してございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。移転先の3カ所ということですが、これはどういう理由でこの土地を選んだんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。本町で計画しております土地利用マスタープランの中で、5番につきましてはレクリエーションゾーン、6番、7番につきましては防潮林ゾーンということで位置づけております。

それで、この土につきましては、現在、民地、国有林等に置いてありますので、新たな3カ所の置く場所につきましては、現段階で公共用地となりますので、今後、移動しなくてもいい場所というところを選定しまして、3カ所に仮置きする予定であります。以

上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。確認しますが、今度置いたら移動は一切しないと、現計画では、移動しないで済む場所だということで確認してよろしいんですね。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。そのとおりでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。前回は申し上げましたけれども、笠野の19世帯、かさ上げが問題になっていますが、あそこの安全を守るという意味で、第2線堤をいわゆる現在の相馬互理線と旧常磐線の間、いわゆる19軒の東側、もっと極端に言えば、その間の町有地、今度被災して買い取った土地あそこに置いたらどうかと。道路ではなくてですよ、道路でなくていいんです。あそこに第2線堤として、あるいは第2線堤が従来のところであれば1.5線堤ぐらいの、わかりやすく言えば1.5線堤としてあの辺につくるべきだという意見を前回申し上げたんですが、それは検討していただけたんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。前回、ご指摘ありました2線堤、3線堤という考え方でございますけれども、今の笠野の東側に関しましては、補助整備があったり防集の買い取り跡地につきましても点在している箇所があるということで、堤防となるような連続した、今、土地ではないということが1つございます。その中で、どのように、今、笠野の方々の安全・安心を守るための盛り土というのは検討してございますけれども、現段階では、具体的にどこにどう盛るといえるのは、今は計画がない状態でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。計画がないのではなくて、政策的にそういったことをつくるべきだと、町有地ですからわざわざ買わなくてもいいわけで一石二鳥、いわゆる安全・安心を守る、ずっと土の置き場にもなるということで、一定の幅の一定の高さ、実質それがあの辺の地区の安全を守るために活用するべきじゃないかということで申し上げている。

そういう計画はありませんじゃなくて、これは政策ですから、どうするかということで町長にお尋ねしたいんですが、そういう考えで土を一旦あそこに動かして、あとはずっと動かさなくてもいいと、結果的にあの人たちを守ると、少しでも安全・安心な状態をつくるというのも、また政治の責任、仕事であろうと思います。だから、場所がないとかそういう考えはありませんじゃなくて、そういう政策を打ったらどうですかという、その辺の考え方を町長にお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員お尋ねの部分につきましては、先ほど担当課長が計画というお話をしましたけれども、もちろん議会でのご提言もございますので、我々としては1つの対処すべき案の内容として受けとめさせていただいております。

どうしても担当部署からしますと、相当の計画の熟度なり町内でのオーソライズとかいろいろなことを思って、やはり計画という形になるものですから、そういう形で担当課長は少し遠慮気味なお話をしたんだと思いますので、引き続き、議会からのご提案だというふうなことも踏まえ、できるだけ早くそういうものも大いに参考にさせていただきながら、地元の皆さんと話し合いを進める中でご理解いただけるような対策内容というものを早く詰めていかなくちやないかと受けとめているところでございますので、もう少しお時間をいただければと思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。変更とかあの辺の1.5線堤というか、それも検討しましょうと、検討しますという話なんですけど、できるだけ早くというお話がありましたけど、私が

心配しているのは、農地整備は国の関係もあって、あの辺の農地が固まってしまえば、後でここに土を置きますよといったって簡単には今度いかないと、町単独の政策ではないかという心配もなきにしもあらずだと思うんです。

ですから、そうなる前に、今のうちに町としての方針を出して国なり県なり関係先にも話して、あの辺の安全・安心に少しでも寄与するような政策をすべきじゃないかと、改めて、確認で今のところ、大至急あそこに検討しますということの確認をしたいんですが、町長、いかがでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。我々としましては、6月議会の中でも請願のお取り扱いを決めていただきましたし、その中でもいろいろと地元の皆さんとの話し合いなり、あるいははしかるべき安全対策をとる部分をしっかり受けとめてさせていただいております。議会のご提案もしっかり受けとめさせてもらいたい部分と、もちろん地元の皆さんとの話し合い、意向というものも一方では大変重要になってくるわけでございますので、話し合いの機会を早く確保しなくちゃいけないなと思ってございます。

これもちょっとどこかで触れさせていただいたかと思えますけれども、一般質問だったのでしょうか、ちょっと触れさせてもらった機会がありましたけれども、先方さんいろいろご都合があるというふうなことで具体の日程調整にはまだ至っておりません、残念ながら。そういう部分もございしますが、できるだけ早く話し合いの機会を確保しながら、この問題については対応してまいりたいなというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。議会としての意見書にも、町長と町民19人の方との話し合いもぜひやっていただきたいということを申し上げたので、それは今向こうの返事待ちということのようですが、是非早くやっていただくと。そのときに、今申し上げました、いわゆる堤防というか、わかりやすく言えば土取り場、土を置く堤防というか、1.5線堤相当の、勝手に言っているんですが、そんな感じのやつをぜひ安全・安心のためにつくるということで、これもひとつ、そのときの議題に取り上げていただければいいんじゃないかということをお願いして、次の3点目の質問に入ります。

3点目は、16ページ、先ほど青田議員から出ていましたが、619、交流拠点の問題ですが、先ほど産建教育常任委員会から意見書が出ているので、それを最大限尊重してというお話をいただいたんですが、もうちょっとその辺の確認で、我々がこの報告をしたのは、いちいち読みませんが、基本的には、まず1点、予算書には道の駅と一体化整備ということで書いてありますが、我々は、もうとにかく早くしなきゃならんということと、今現在の候補地ではいずれも道の駅等になると国交省の認可がすんなりいかない、いわゆる取り付け道路の関係あるいは地盤の高さということがあって難しいと。それを待っていたのでは時間がかかるし費用もかかるということで、当初は産直物産館交流拠点を最初につくって、行く行くは道の駅の検討もするという前提で、とにかくスタートは産直でスタートするんだということがここに明記されているんですが、この辺についての町長の認識をお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。交流拠点の取り扱いの考え方ということでございますけれども、我々は、先ほど青田議員のご質問にもお答えしてきたとおりの流れを踏まえた形での調査を進められればという思いで今回予算計上させていただきましたけれども、この間の所管の産建常任委員会での議論あるいは全協での協議等々を総合的に判断した場合、やはり議会の意向というものを最大限に尊重していく必要があるなというふうに考えてい

るところでございます。

議員からも改めてご指摘いただきましたけれども、早く適地の関係なり事業費の関係という部分も踏まえて、まずは最初から、これまで議論のあった道の駅ということではなくて、産直施設としての早期実現を、前提としてはそういう取り組みをしてまいりたいなという思いでいるところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。町長から明確な答弁がありました。1 点、産直施設としてとにかくスタートさせたいと、させるということを確認とれました。

中身の 2 点目は、立地ということで、ここに書いてありますが「町有地を中心に絞り込みをする」ということで書いてあります。当然、これは経費面、それから設立の時期、タイミングを含めてやるべきだということをごここに明記して、これを前提にしますよということなんですが、もう一度、2 点目の確認。町有地を中心として絞り込みを検討すると。

なぜかと言いますと、これは産建あるいは全体の全協の中でも資料を示されていて、費用だとか納期だとかいろいろなデータがあって、あの中でもう大体ほぼ七、八割の詳細なデータが出ていますので、あれから見ても恐らくいろいろな意味で少しでも早く、あるいは経費もかからないようにということになりますと、町有地を中心として検討すると、いわゆる 5 件とか 6 件ではなくてこの辺に絞り込んだ検討をするということでご我々は意見を出しているんですが、その辺の認識は町長、どう考えていますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、今、予算書に計上してございます 1, 550 万円余のですね、予算の積算の考え方としては、町内 5 カ所程度の交流拠点、道の駅としての適地調査という考え方でございます。前段申し上げたような、まず当面は道の駅じゃなくて、将来的には道の駅であっても、最初は産直施設として早くスタートすべきだということをご踏まえ、そしてまた 2 つ目の適地費用、事業費を相当程度考慮してという側面をいろいろ考えたときには、我々の事務的な絞り込みの中で役場の東側の丘陵地という考え方もございましたけれども、それはやはりなかなか厳しいのかなという思いもしておりますので、この委員会での考察の中にもありますように町有地を中心に、やはり候補地も 5 カ所までいかななくて 3 カ所ぐらいをベースにしながらですね、できるだけ早く今回の予算そのものも国との必要な協議をするためのいわゆる道の駅として必要な関係資料、協議資料も入った 1, 550 万円でございますので、そういうものを割愛するようになると思いますので、相当程度の調査費の予算そのものの規模も抑えることができるんではないかと思っておりますので、できるだけそういうコンパクトな形での調査内容、調査費になるように努力してまいりたいなというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。産直施設だけですとそんなに調査費はいらないんじゃないかと。もちろん、道の駅といいますと国交省にいろいろな交通量がどうだとかのお決まりの資料データを要求されますので、これはそれなりに専門家に依頼しないとだめだと思うんですが、最初に産直を建てて、後で道の駅申請の場合、そういう資料は出さなくていいわけですが、もうできていますから。ご存じなのをあえて私がこんなことを言うこともないんですが、そういった意味からすると、調査費というのは本当に極端に少なくなくて、ゼロとは言いませんが、少なくても済むということで、私は、1, 500 万円ぐらい出ていますが、これは当初、一番最初にあった 750 万円ぐらい、いわゆる半分ぐらいでも半分以下でも十分済むのではなかろうかと思うんですが、その辺の、もし道の駅を外した

一体型ではない部分にした場合の費用というのを大体お考えであれば、1,500万円が出ていますが、その半額以下ぐらいで十分できるのではないかと、期間も短いし調査する項目も少ないし場所も少ないと思うんですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど申しましたように、確かに議員ご指摘のような状況になるかと思えます。すっかり審査している状況ではございませんが、その辺の考え方については担当の産業振興課長から少し補足させていただきたいなと思えます。

ただ、先ほど、いずれ道の駅に取り組む際には、一定の調査をしているのでという部分がありますけれども、その部分については、その段階になれば、やはり国との協議資料というのは必要になってくるんだろうというふうに思えますので、それは是非あらかじめご理解をいただければありがたいなと思えます。

具体の関係は担当課長から金額的な関係をお話しさせていただきたいと思えます。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。1,545万円というものは、再三再四申し上げてきましたとおり、道の駅にするということを前提として5カ所とするということで、しからばこれを交流拠点のみのいわゆる災害復旧等々に抑えて、場所についても2、3カ所程度と。

正直申しますと、我々は積算等は行ってございません。あくまでも概算費用ということでご理解いただければと思えますけれども、やはり議員がおっしゃいました700万円から1,000万円以内ではおさまるものと見込んでおりますけれども、いかんせん正式に積算したわけではございませんので、その程度の数値かなと。

ただし、冒頭に青田議員の質問にもお答えしましたとおり、全てが一般財源という位置づけからすれば、当然のことながら経費についてはできる限り圧縮する必要があるのかなと考えております。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今、担当課長のあれですと、半分ぐらいではやりたい、1,000万円はかからないでやれるのではないかと、精査はしていませんがという話であります。当然、場所あるいは件数、調査項目も少なくても済む。

ただし、附属資料にも書いてありますとおり、基本方針とか整備計画、施設規模といったものを検討、適地かどうかというやつは、ある程度は前に資料を何回もいただいていますのでこの資料で十分だと思うんです。いわゆる8月17日に我々へ資料をいただいたものとしては、事業スケジュール策定とか施設の配置計画というのはできていますよと、それが全部もう完了していますよという調査でのこういうデータがありますので、本当の必要最小限の調査依頼という形にして、大至急やるべきだと。

そこで、逆に私が思うのは、建物だとか配置だとかいうのももちろん大事ですが、これは新庁舎のときも何回も申し上げているんですが、中身をどうするか。中身の配置も含めて、どういう事業者をどう配置して、したがってどういう形になったか。どういう位置につくると、どういう説明が必要だというものがないと、単なる建物だけつくって、さあ希望者を募集しますといっても、なかなか今度はあそこが足りなかった、こうすればよかったというのが出てくると思うので、そういった検討を同時に当然すべきだと思うんですが、そういうお考えはあるのかどうか、町長へお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでもいろいろとお話があった関係の話を頂戴してきたところでございますが、道の駅の規模にする場合の中身、そしてまた、よりコンパクトで現実的な形で産直施設の復旧程度でスタートするとなりますと、これはいろいろと相手

のある話でもございますので、いろいろと検討する時間も必要かと思えます。まず、身の丈に合った形の内容を少しでも充実できるような取り組み、あるいは関係者との意見のすり合わせというものを早目早目にしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。道の駅にする場合は、道の駅の規定はあくまでも駐車場は大型バス何台になります、トイレは何基必要ですよと、情報館はこうですよと、これだけなんです。物産館は、道の駅を仮に一緒につくっても規定は全然ないんです。道の駅の規定は、あくまでも24時間管理できるトイレとか情報センターを設置すると同時に、バス何台、乗用車何台を置く最低スペースをつくってくださいというだけのはずで、そこに飲食店はどういうのが入る、物産館、直売所が幾らというのはもう全然関係ない。

先ほど申し上げましたとおり、道の駅じゃなくて物産館でスタートする、直売センターでスタートするというわけですから、直売のやつをいかに充実させるかという中身をどうするか。卑近な例を申し上げますと、岩手の有名になっていますオガール市場は、建物は後で、いわゆるテナントを募集して大体配置まで決めてから建物を決めて、ですから建物ができたときはもう全部すぐ商売できるようになっていた。建物をつくってからテナントに入る人を募集しているんじゃないんですね、ご存じのとおり。私はあの方式を採用すべきだと思うんです。

ですから、今から出品者をもう集めて、じゃあ魚屋さん何平米要りますか、どこのあれは何平米要りますか、農協さんは幾ら要りますか。それで全体の規模も決まると思うので、そういう中身と同時にどういう経営をするか。あるいは、話がいろいろと出ていますけれども、サーフィンのテナント情報館はあそこに設けるとか、そういう中身の検討を大至急やるべきだと。そういう調査費だったら私はいいと思うんですが、そういう調査も含めてきちんとやられたらどうですか。そういうお考えはありますか。どうですか。

町長、基本的なことなので、基本政策なので、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私という部分もございませうけれども、多分に技術的な部分もございませうので、やっぱり器が大きければそこにはいろいろな方が入るといのがございませうけれども、器が小さければどこまでの顔ぶれと申しますか、業種、業態と申しますか、中身にしていくなのかという部分もございませうので、これは私の一存だけでというわけにはいかないこともございませうので、端的に言うならば、今、我々がスタートしているのは夢いちごの郷でスタートして、被災を受けてということですから、あのままでということであれば簡単でございませうけれども、議員がおっしゃるのは、必ずしもそういう部分だけでなくという思いもおありだと思いますのでですね。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。町長、細かいことじゃなくて、そういう考え方で募集して中身を、建物とかをぐるりを固めるという考え方はおありですかということを知っているんです。中身を固めて、中身の募集なんかも含めて、極端に言ったら、例えば、漁業組合がこの前年間に240万円の売り上げとかいうのは全然もう足りないし、向こうは生けづくりのスペースだって欲しいとか、あそこで生きた物をカレイ……、足らなくなったら船から持ってくるとか、いろいろなそれぞれ皆さんのアイデアもあるはずなので、そういうことの情報収集とかスタートすべきだと思うので、そこまで進んでいるんですかということを知りたい。

それだけでなく、少なくともそういう方向で参加者の募集がもう始まって、その中でいろいろな要望や意見を聞いて、それを反映させるという手法。これは全く新庁舎も同じなんです。要望を聞かないでスタートしているから、がたがたと時間がかかっているということを私は非常に残念に思うんですが、二の舞を踏まないような状態で、ぜひ中身の濃い産直施設をつくってほしいということで申し上げているんですが、いかがでしょうか。基本的な考え方です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。調査手法の問題ですよ。一般的には、今回、複数の適地を総合的に比較検討するという調査の段階でございますので、次のステップになると、ご提案のあったような形のものも大いにそういうタイミングになるだろうと思えますけれども、適地調査の中でそれを一緒にというのはちょっと調査の手法としてどうかという思いもありましたので、その考え方は私も大切にしながらですね、できるだけ早くスピード感のあるものを実現できるという意味合いも込めて理解はするつもりでございますけれども、今回の調査でそこまで並行して一緒にというのはちょっと私の認識としてはなかなかイメージが湧かない部分があるので、担当課長もどんなものかなというふうな思いであれしておりました。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今、いみじくも町長が言われた適地の場所を選ぶための調査費なんだということでは、こんなに金額は要らないんじゃないかと思えます、私は。ましてや適地は、大体担当でいろいろ調べたのがもう何回も出ていますので、大体もう絞り込みは可能だと思う。

そこで、じゃあお尋ねしますが、適地を選定するための調査だということですが、一番何に重点を置いていますか。例えば、100点満点でいえばこれを70点、これを30点とかいう、どこにウエイト配分を置いて考えていらっしゃるか。適地を決めるに当たっての判断基準といいますか、物差しをどんなふうにとっておられるか、お尋ねいたします。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。条件整備の優劣という話かと思えますけれども、基本的にどれを50点だとか、どれが30点だとかいう配点はいたしてございません。

内容については、やはりここにこの施設を置いた場合、どれだけの商圈として見込むことができるか、あるいはそこを通過する時間帯における車両ですとか、そういうふうなものの分析が今回の調査の内容になってくるのかなと考えてございます。

繰り返すようで申しわけないんですけども、何項目かある中でどれを優先するというものについては、若干つけがたいのかなと考えております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。交通量がどうだとかいうのは、いわゆる古い道の駅の検討のときの一番重要なテーマとかウエイトだったんです。なぜかという、昔は道路を通ったついでに道の駅へ寄るといふ。

ところが、今は違うんです。その道の駅のためにわざわざそこを訪ねてくる。いわゆるその道の駅の中身が問題なんです。サービスあるいは価格、あるいは行ったときの雰囲気、そういうところを含めて、あの道の駅に行きましょうという、それが目的。昔は通ったついでにトイレ休憩だとか、今もそういう要素はあると思えますが。だから、私は申し上げている。そういった部分に力を入れるべきじゃないかと。

交通量で適地を決めるというのだったら、私は、山元町はわずか南北12キロぐらいですから国道筋であればどこでもそんなに変わらないと思う。仙台に近いからあっちが

便利だというんじゃなくて、むしろ山元インターで降りたら山元町全体をぐるっと回るために、例えば南に持ってくるとか、町全体の周遊というか、それでリンゴなりイチゴなりホッキなり買ってもらう環境をつくと。1回行った山元町よかったなど、また行こうという中身にして、そういう位置づけにして、町全体のそれ以外のスポーツだとかなんかをつくるべきだろうと。

そういう意味の予算にすべきだということを申し上げて、最後にもう一度確認します。一体型でなくていわゆる物産館として、交流拠点として整備すると、そこから町有地を中心に検討するということがよろしいんですね。再度確認です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員から先ほど来からの質問あるいは私からの回答の確認ということでございますけれども、町としては、今回の産建常任委員会の所管事務調査で考察していただいた趣旨内容を限りなく受けとめさせてもらう中で、できるだけ早く、そしてまた調査費あるいは事業費も含めてできるだけコンパクトな形ですね、負担感の少ない形で進められるようにしてまいりたいと。

あるいは、またできるだけ中身のある産直施設にするための工夫なり取り組みを早めに取り組みたいなど、取り組まなくちゃいけないということでこの問題に対応させていただきたいなと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1点だけちょっと忘れまして。

先ほど、課長からの説明で、金額的には半額ぐらいで1,000万円は超えない、1,000万円以内でということですが、これは先ほど担当課長からの話だったんですが、町長はそういう考え方で間違いないと、数字では1,500万円になっていますけれども、実は1,000万円以内でできるだけ安くということと解釈してよろしいのかどうか、確認です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に結構でございます。先ほど議員からもお話ありました、課長からもちょっと触れましたけれども、以前の調査費の金額との関係、そして道の駅に必要な調査費なり調査ポイントを絞り込むという観点からすれば、今の段階では、担当課長も自信を持って幾ら幾らとは言えないまでも、1,000万円を上回ることはないでしょうと、限りなく700万円に近いイメージの中でお話ししたんだと思っていますので、私もそういう受けとめ方をしているところでございますので、これについてもできるだけ一般財源を有効活用できるような考え方を大事にしたいなと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今、しっかりと確認がとれましたので、その範囲内で町民に負担のかからない、そしていち早く実現するという方向で進めていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いっぱい今回の補正がいろいろあるんですが、とりあえず今の件に関してだけ取り上げてみたいと思います。

今、予算を大幅に削って道の駅は当面捨てる。それで、交流拠点施設ということなんですが、そうした場合、この予算はどうなるのか、どういう扱いになるのかというまづ疑問があります。それは置いておいて、後から確認します。

その前に、調査費は本当に必要なのかどうかという件について確認したいと思います。700万円から1,000万円と、抜いた分で。昔、交流拠点設備事業計画といったも

のがありました。そして、それはもう既に、一般的に言わせれば産直施設、それはそれでいい意味でのですからね、交流拠点施設の事業と、基本計画まで策定されて我々が目にしているところでもあります。そして、これまで道の駅の説明をしたときに、いろいろな数値が挙げられましたが、それは調査した数値等から挙げられていたというのが垣間見られると、いろいろ確認して見ると。この計画は一体どうなったのか。そして、この計画にかかった費用は幾らなのか、お伺いします。これはわかっている方で結構です。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。遠藤議員のご質問の過去に策定した業務の委託の内容でということになるかと思えますけれども、あくまで交流拠点施設を整備するための基本計画というもので、平成27年3月に策定済みでございます。この計画については、当然のことながら現在まで継承されてきている計画でございます。

策定に係る費用でございましたよね。費用に関しましては、1,300万円弱の費用を費やし策定したものでございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、この件について、道の駅と説明ということについて、我々に示された資料がありますが、これは平成28年5月20日に交流拠点施設整備事業の今後の方針について等々いろいろな説明を受けているわけですが、ここにはもろもろ事業計画あるいはいろいろ販売もろもろ、細かい数字を挙げた説明が既に我々にはなされています。

この数字の根拠となったのはどこから出てきたものか。多分というよりもそのとおりでと思うんですが、今言った1,300万円をかけた、もう既にでき上がっている今おっしゃった平成27年3月にでき上がった1,300万円の事業内容と全く同じなんです。最近の道の駅の交流拠点施設整備の説明の中身は。これはどういうことですか、町長。といいますか、私は答えを申し上げます。いろいろ変な答えが返ってくるとまた別な方向に行くので。

これは、もう既に、今言った交流拠点施設が元に戻って、今のね、岩佐議員の質問の答えで進めるということであれば、700万円も1,000万円も使う必要はないんです。もうでき上がっているんです。でき上がった1,300万円を使ってでき上がった事業計画をもとにして、こういう内容で道の駅をつくりますよということをもう既に我々に説明しているんです。これで十分なんです。ですから、1,500万円は要らないんですが、いかがでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでの27年の基本計画は、場所を特定し、施設の希望がっちりコンプリートして積算した内容にはなってございませんので、やはりこういうものを生かしつつ、町として客観的にどういう場所にどういう形のを絞り込めばいいのかという客観情報を得たいということで昨年12月来ですね、適地調査というふうな調査費のお願いをしているということでございます。

それと、今回の軌道修正によって、道の駅としての国交省との協議資料は今の段階では当然必要ございませんので、それは今回の調査からは外れるわけでございますけれども、一定のものを準備しませんと、次のステップにはなかなかスムーズに進められないという状況がございますので、そういうこともひとつご理解賜ればありがたいなと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。理解できないから確認しているんですが、1,300万円も使って、立派かどうかというのは私も詳細に見てみないとあれなんです、それなりに数

字も挙げて、そして内容も含めて、今、岩佐議員が言いましたが、内容もこういう中身でやっていくんだということも含めて、それなり。そして、この計画は町のいろいろな思いもあっていろいろ問題も起こした結果できた計画だと思うんです。それは後でそっち確認すればいいんですからね。これは山元町農水産物直売所外建設事業基本計画策定業務の契約解除に係る調停云々というのは、まさにこの計画のことだと思うんですが、とりあえずその部分についてだけ担当課長に確認します。そういうことでよろしいでしょうか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お尋ねの件ですが、平成27年度の和解の議案で提案した分ですよ。おっしゃるとおり、いわゆる私が先ほどお話ししました基本計画を策定する前の段階の途中で頓挫してしまった計画と理解していただければよろしいかなと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。つながるものということで理解していいですよ。ということなんです。というのは、町が考えたような仕事をこの会社はしてくれなかったということで解除して、また改めて、ですから多分それ以上の立派な内容になっているんだと思います。それを何でだめにするの。そういう苦勞をして、しかも金もかけてつくった立派な計画があるのを何でだめにするんですか。町長、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、一定の調査なり、あるいは成果というものはございませうけれども、前に進むためには、基本構想なり基本計画なりというのがあって、それから基本設計なり、計画というのは構想ですから。構想を具現化するためには、次の段階としてはいつも言っているように基本計画あるいは実施計画とか、ステップを踏む必要がございますし、それは場所によってもいろいろと条件も変わってきますし、器もいろいろと軌道修正ということであれば、それに沿ったものがないとなかなか前に進め得ないというところがあるものですから、議員ご懸念の部分は限りなく今までの成果、得られたものについては活用しつつ、過不足のある部分について必要な調査をしながら、一定の成果を求めて次に進めていかなくちやないなという考えでいるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今回、提案されているのも基本計画ですよ、基本計画の策定。実施計画ではないですよ。実施計画にっていない場合、1,300万円かけたのは十分、まさに基本計画ですから。

しかし、そしてこちらでも資料として我々に示されているのは十分に重要な資料として、今後の道の駅構想を進めていく上で重要な資料として我々に提示しているんですよ、同じ内容のものを。1,300万円かけたものを。そして、我々に説明しているんです。まさにそれは基本構想、基本計画ですから、これをつくったのは。これを生かして、今度もし我々に提案するのならば、実施設計という形で提案するんだったら流れについては理解できます。それについても、賛同できるかどうかは別なんです。そういう流れかと思えますよ、今の町長の話からすれば。いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、先ほど来から話をさせていただいているとおり、交流拠点道の駅としてのこれまでの基本計画であったものが、それをその調整の中で国に必要な協議資料も必要だという部分、あるいは具体的に町内の一定の場所柄の適地を客観的に皆さんにお示しする必要があるということ踏まえながら、次のステップに入るんだとそういうふうに理解していただきたいと思えます。

重ねて申し上げますとおり、今までの成果として使えるものは使う。それを取り入れ

た形で今回の調査で必要な部分は取り入れるし、あるいは設計の段階でも必要なものは今までの積み重ねというのも当然取り入れながら進むというのが、これはもう基本中の基本でございますので、ぜひ、そういう流れであるということを改めてご理解いただければと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の話だと堂々めぐりという部分も考えられますので、ただ今の町長の説明というのは全く理解できない。全く問題をはき違えている、何しているということを指摘しておきます。

今度、これまでも道の駅構想の中で大きな障害になった候補選定地、検討を選定するね、これももう絞り込まれているんですよ。さきほど十分、素直な形で受け入れられたようなんですが、そしてそれもこの間の全協でも示されているんですよ。公共用地2カ所、南と北。もうこれは元に戻っているんです、話としては。きょうはさらに、これは評価する部分なんです、町長が今回は産建のご意見には従うといいますか受け入れるということについては、非常にその部分は評価するわけですが、そうしますと、これはもう元に戻った議論の話になってしまうんです。元に戻るといったらこの基本計画ね、1,300万円を使った基本計画で進めることができる。

そして、我々に説明したのもあれなんだけれどもね、この基本計画に基づいて、その道の駅一体化でも、我々に道の駅構想というのはこういうものだという説明があったわけですよ。そごさ横さついで、そしてこれで道の駅一体型だというのはこういうものなんですよという説明があったんです。というのは、そしてここで示されたいろいろ前の基本計画を示しながら、そしてこの脇に道の駅というものをつくるんですよという説明なんですから。

そうすると、何を調査するのかというのが見えてこない。700万円でも1,000万円でもいいんですが、何を調査するのかという疑問が大きく残って、それが消えない。もう適地も2つ、これはそれぞれの意見、立場、思いというものがありますから、どこに落ちつくかはわかりませんが、そもそもは役場敷地内、これが先ほど出てきたんですが、新庁舎にも影響を及ぼしている。2,000万円もの増額を及ぼしている原因にもなっているんですよ、こうした町の迷走するこれまでの取り組みの中で。金もかかる、期間もかかる、そのことによって。そして、ほかの事業にも影響を及ぼしている。これが今の道の駅構想の取り組みの現状、結果なんです。

そうした結果を見て、多分に町長はこれではまずいなということで今の産建教育常任委員会で示された意見の方向で、まずは、ということだと思うんですが、私は、これはもっともっと根本から検証し、そして次の取り組みにということを作業しなければ、この問題については、本当に今すぐ欲しい、実現させなくちゃならない施設なんですよこの交流施設というのは。誰もが望んでいる。やっぱり、この辺はもう、ちょっと私いろいろまだまだ言いたい、確認したいところはあるんだけど、時間がかかるから結論だけ言います。もうこの問題については、調査費用とかなんとかという必要はないんです。町長の思いを我々にぶつけてくればいいんです。もう候補地もほぼ限定されている、南と北の。そして、基本計画も立派なものがある。そして、今、改めて確認されましたが、当面は交流拠点施設でいくということになれば、前につくった1,300万円を十分に活かして、そして次の実施計画、もう候補地も決めていけばいいだけの話なんです。前に進むべきなんです。調査費用はここで要らないんです。と思うんですが、いかがで

しょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、物事を進める上では、客観的に公設民営ということももちろんあるわけでございますので、皆さんに客観性のある形での適地なり、あるいは事業費なり、あるいは施設の配置なりというものをご理解いただかないとうまくないわけです。

私の考えをぶつけろという、基本的な部分の考えはそのとおりでございますけれども、やはりこの種のやつというのは、首長なり担当課長が交渉したからといって実現するものじゃなくて、やはり具現化するためには必要な調査なり資料なり材料を仕入れて、それを組み立てて、それを皆さんにご理解いただいて前に進めるということでございますので、議員ご懸念の今までの投資した分の成果なりの活用というのは十分念頭に入れながら、できるだけスピード感のある形で産直施設の整備を進めさせていただきたいなというふうに思うところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、この件に関しては随分と町民の意見とか周りの意見を尊重するような姿勢を持っているようですが、そのほかの事由の事業については、ほぼ数人の中で決めてきたじゃないですか、今までも。（「そんなことない」の声あり）決めてきていますよ。そして、この件については、もう既に客観性もいろいろな形で、この間も議会の中でも取り上げられているし、世間の中でもこういった話にはなっています。ということは、そういう意味ではもう客観性のある事案だと思います。もう既に、時間的にそういう、逆にこの問題こそもう決めていい時点なんじゃないですか。十分に醸成された事案だと。

だって、さきの基本計画をつくり上げるのだって1年、2年かかっているんです。そして、時間もかけてつくっている。そして、でき上がっている。そして、何回も言ってくどいようなんですが、もう27年7月10日に我々に示されているんです、物産館の中身について。そのときも説明されました。この場所で、こういう中身で、新庁舎と交流拠点施設は、この関連性を持った形でつくりますよという説明を我々は受けました。その当時の議会が。受けているんです。その当時からの話なんです、交流拠点施設。

そして、ですから、いろいろな形でこの件については皆さん耳にしているし、それぞれの思いもあるし、その思いを伝えている部分もあるしということを考えれば、この件については、もう決める段階でいいのではないと思うわけですが、さらにこのくらい話が煮詰まっている事業に対して、何でまたさらに調査する必要があるのか。

だって、候補地も2つ、さっき3つと言ったけれども、公共用地で考えられるのは2つしかないわけだ。私の記憶に間違いなければ公共施設用地2カ所という話も伝わってきている部分がある。これは確か産建教育常任委員会の中での話ではなかったかと記憶しているところなんです、それが全協の中での話だったか。そういうこともずっと町長も耳にしているわけですよ。議論も耳にしているわけですよ。そういう中で、そして、早期実現、あと当面はまず道の駅は外して交流拠点施設で進めて、とにかくもう即取り組むべきだという考えについても、これもまた産建教育常任委員会で示された案だと思うんですが、そして、そのほかの議員もそういう話を聞いて、我々もというよりも私は、そもそも交流拠点施設で進めるべきだとこの間いろいろな場面場面でお話しした考えなんです。

そういうことからすれば、もう十分に話としては醸成されたといいますか、もう結論

を出す時期だと言ってもいい。場所も決まっている、そして先ほど町長言いましたが、そもそもこういう混乱を招いたのは役場敷地の東側を候補地だということで町長がそこを求めるといことで、右折レーンがどうの、そこから話がどんどん混乱していったということなんです。東側につくり難いがために、役場敷地内には整備しないという話になっているんです。

そして、東側にしたいということでまず何カ所か候補地として選定しなくちゃならないということから、4候補地になったり5候補地になったりするんですね。もう最初から実現性のないようなところを候補地にして、最終的に多分にそこに持っていきたいと、そういう話をしているでしょう、町長。東側、先ほども出ましたが、世間でもするし、この話は産建教育常任委員会でしたかどうかはわかりませんが、あとこの間の一般質問等々の中でもそういう話が伝わってきています。

そして、先ほど、東側はあきらめたと町長がおっしゃった。だったら、元に戻っていいんじゃないですか。最初に。そこが障害解けたんですから。どうですか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、いろいろとこの間の経緯、経過というのはありますけれども、そういう経緯、経過を踏まえて前に進むための適地、あるいはどのくらい事業費がかかるんですか、あるいは適地の中にどういう配置計画をしたらいいんですかというものは事務的に決めて、それで物事が運べるのであれば、それはそういうやり方もあると思いますけども。この間の説明の中でも、担当課長からもお話しさせてもらっているとおり、町の職員がそこまでの組み立て策定というのは、どこの自治体でもできませんので、これは外部の補佐なり専門家の方に委ねるといやり方をせざるを得ませんので、必要な部分は今回の調査でそれをカバーさせていただかなくちゃないと理解していただければよろしいんじゃないかなと思います。それ以上のものでもそれ以下のものでもないとは思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時35分といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、休憩前から続くわけですが、基本計画云々ということについては、なかなか町長と折り合わない、町長は町長独自の姿勢を貫くといことであろうかと思えます。

しかしながら、先ほどのまずは道の駅一体化というものを一旦後衛に追いやるという考えを示された。であるならば、この予算の行方はどうなるのかという懸念を示します。あわせて、私は、つまりこれを前提とするならば、全額取り下げるべきだというのは、先ほど来主張してきた理由によってそのようなことを求めるものであります。

そして、本当に町長が言うように、今回の件に関してはみんな望んでいることなんですから、やっぱり議会、執行部一体となって本当に内容の充実したものを、本当に町民から喜ばれるものをつくり出していく必要があると考えているところでもあります。そのためにも、今回は予算については一旦元に戻して、新たな形でスタートするべきではないかということ指摘しておいて、次に移る前に、一旦、私は質問をやめて、いずれま

た。

議長（阿部 均君）町長の答弁はよろしいですか、今のやつは。（「求めます」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員から今予算を白紙にしてという話もございましたけれども、我々としては、先ほど岩佐哲也議員にお答えしたとおり、次のステップに向けて必要最小限度の調査に要する経費をできるだけ少ない形で対応させていただきたいと。1, 500万円の費用を丸々執行するというのではなくて、相当のスリム化の努力をさせてもらう中で次に進められるような客観的な資料を皆さんにお示しして、それぞれの適地候補地が、なるほど、こういういろいろと関係にあるんだなというものを議会の皆様なり町民の皆様なりに一定程度ご理解いただいて、そこの中から絞り込みをかけて、よりよい運営ができるような対応をさせていただきたいと思いますので、ぜひ、その考えにつきましてもご理解を賜ればなというふうに思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういった話を聞くとまた前に進むわけですが、とするならば、この予算の処置、取り扱いというのは一体どうなるのかということなんですが。先ほど来、示された1, 000万円になるのか700万円になるのか800万円になるかわかりませんが、予算が残された以上、これは道の駅一体化として残る予算となるわけですよ、性格上。その辺の取り扱いはどうなるのか、財政課長、いかがですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回、ご提案させていただいている中身1, 540万円につきましては、我々財政課が要求を受けて査定をしたうえでの予算提案ということで、中身といたしましては、こちら説明資料にも記載してありますけれども、道の駅等々での形での……。〔課長、ちゃんと話聞いているのか。それが変わったからその取り扱いはどうなるのという話を聞いているんだから。一体整備ではないので町長が撤回する……〕の声あり）中身ということではなくて、その部分がなくなった際の取り扱いをどのように行うかということですか。済みません、大変趣旨を把握できず申しわけございませんでした。

取り扱いといたしましては、前回の6月議会でもございましたけれども、議会からの修正動議ですとか、もしくは執行部からでの修正した上での提案ですとか、そういったことになろうかとは思いますが。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ぜひ、そのようなことで対応していただきたいと思います。町の対応はよくわかりました。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。3款2項3目保育所費について、臨時保育士の雇用に補正の要求がございますが、27年度の決算でもこのところは使い切れずにいて、なおかつ新年度に補正を出して寄こしているということはどういうことなのか。例えば、この前の説明では、臨時の保育士は募集してもなかなか埋まらないということであれば別の策を講じるべきだというご意見も多々あったと思うんです。そのような策を講じないで、端的に言うとも補正でぽんと出して寄こしたということですが、私は、これはしようがないとしても、ぜひ来年度には新しく保育士を募集するような道を開いて臨時ということでもあれば応募してくる方もおるだろうと考えるわけですが、そのような道を考えてのこのような補正なのかどうか、町長にお尋ねしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の補正措置というのは、あくまでも従来の考え方の中での補正措置ということでございますので、いろいろと本議会でも皆様と議論させてもらっ

ているような部分もございますので、その辺については今後の課題ということで、できるだけ課題解消に向けて改善してまいりたいなと考えているところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。課題解消のために、例えば、先ほど話題に出てきました民間のいろいろな活用の例で資格等々ということが出てきましたが、あのようなことも考えて臨時を募集していくということも視野に入っているのかどうか、その辺についていかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えしましたように、山元町の現状、実態に即した中では、ああいう法律の改正を受けた条例での対応というのは今のところ考えられませんので、そういう状況が町内である程度確認できる状況になれば、民間の方の力もおかりするということが可能かと思えますけれども、現段階ではそういう段階までは至っておりませんので、まずは町の保育所の職員の処遇待遇の改善工夫ということがまず必要なのかなというふうに思います。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。とすると、今までと同じような条件、それから内容で臨時を募集していくということで、来年度採用ということまでは今回は言及していただけないというか、来年はやっぱり新しく採用はないんだよという方向でしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。来年度の関係については、退職の補充ということもございまして、1名の採用計画はございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。1名の採用については4月当初ということでしょうか。例えば、4月当初であればもう採用計画、採用試験は終わっておるわけですね。その辺のところの関係を教えていただければと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。保育士の採用の関係につきましては、来年度1名採用ということで現段階では計画しておりますので、中級職採用になりますので、今後の対応の中でそれを取り扱ってまいりたいと考えているところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。来年度ということは、平成29年4月1日から30年3月31日までという長いスパンがあるわけですね。その間、ずっと臨時は臨時で求めて、その中で新しく1人正規採用するということですね。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ただいまのお話は、ちょっと内容がごっちゃになっているのかなと感じられるところもありますので、失礼な言い方になるかもしれませんが、確認させていただきたい。

今回の補正提案をさせていただいている分については、28年度の対応に向けた臨時職員の採用予定に対する予算措置。そして、もう一方のお尋ねの来年度の新採予定はということで、現段階におきましては臨時ではなくて正職員採用を目指した採用計画ということで、別物ということでご理解いただければと存じます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それは承知しておりますが、補正の臨時保育士は、例えば、ここで応募すると来年度採用の道が、今の説明ですと開けるような可能性があるように受けとめたわけですが、その点はいかがなんでしょうか。今、採用試験を受ければ採用されるわけですね。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。現段階で臨時職員の予算措置でございましてけれども、その人が正規の職員採用に向けて応募すれば、当然その道は開けるということでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ということは、その他の臨時職員にも、例えば資格のある臨時職員が採用試験を受けることは可能だと、私が言いたいのは、いわゆる新規で採用する

道があれば臨時の道も大分開けてくるのではないかという意見または発言をしているわけですが、そのように捉えてよろしいわけですね。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。我が町の職員の年齢分布の偏在性という問題がありますことは、保育士の分野におきましても同様でございます。それを遅滞なく円滑に運営するために、そしてまた年齢分布の偏在性解消に向けて年齢制限の拡大をといるところも当然想定しているわけでございますけれども、現段階において、それが何歳までという部分はまだ明確に決まっていませんので、例示をさせていただければ、行政職であれば10歳ぐらい引き上げた中で優秀な人材を確保したい。その考え方は、保育士採用の考え方にも通ずるものがあるだろうと理解しているところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。今の説明は、新規で採用する場合の年齢の上限はある程度これまでと同じようだけれども、場合によっては多少上限を上げてても構わないということだったと思いますので、ぜひ長年この町で臨時とかなんかで働いてくれている方もいるようですので、そのようなことを考えていただきたいと思いますし、平成29年度だけじゃなくて、少し長い目、長いスパンで考えて採用計画をもっていただければなと思います。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はございませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいまの臨時保育新任増3名分ということなんですが、1つは当初予算の内訳がどうだったのか。細かいことは要りません。当初予算がどのように使われて、現在どのように残されて、当初予定どおりの使われ方をしているにもかかわらず必要になったということからの増なのかどうか。あと、3名分の内訳、50万6,000円、先ほど72日分と言ったの、1人頭何ぼになるのかということも含めてお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの臨時保育士の当初予算の計上についてお答えさせていただきます。

こちらの予算なんですが、当初予算は臨時保育士11名の調理補助1名という形で予算措置してございます。臨時職員は年間通して4月からずっと勤めていらっしゃる方もいれば、そうじゃない方もいらっしゃいます。年度の途中から採用になったり、あと4月から採用されてもお辞めになったりという事情もございまして、現段階では臨時職員が9名いる形でございます。

うちの町の保育士の採用状況なんですが、うちの保育所は年齢ごとの定員を設けてなくて、やはり応募に応じた形で職員を配置しながら、なるべく待機を出さないようにとずっと進めてきているところでございまして、どうしてもやはり臨時職員を多用しているような状況であることは前回からお話ししておいでございまして、それで今回、やはり待機児童の解消のために3名程度を再度募集して待機を解消するために3月末まで必要な経費として、3名ですので、実際、じゃあ何名なんだという難しいものがあるんですが、今のところ9名ですので、プラス3名ですから12名で何とか待機は今のところ解消できるんじゃないかということで今回予算措置させていただいているということでございます。あともう1点ありましたよね。

議長（阿部 均君）当初予算では対応できないから補正を組むということなんでしょう。だから、その辺きちっと。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、2点にわたって質問したから混乱したかと思います。当初

の、さきの質問に対しても中途半端な答弁でした。2, 325万円の内訳を単純に、そして11名と1名という答えなんです、それがあと予定どおりの事業になっているのか。それに対して、初めとか途中でどうのとかいう説明もあったけれども、そういう説明は要らないんです。予定どおり、だから保育士だけでも、11名臨時さんがいないと取り組んでいられないんだよというのであれば、11名はいつの時点でも確保しなければならない。

だけれども、今言ったもろもろのことが要因で8名になったり9名になったりということになって、本来11名必要なのが8月には8名しかいなかった、9月には9名しかいないということで、その辺の補充をするということでの補充の要員なのかとかだよ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの臨時保育士の必要人員の確保について回答させていただきます。

当初予算は11名で臨時保育士予算措置をしております、現状は9名しかいないということでございます。今の保育所の募集状況を見ますと、実際、保育士は11名ではなくて12名必要だということになります。それで、現在の執行残の予算を確認いたしまして、今いる9名の方が3月まで勤める分の経費、あと新たに10月から3月まで3名を採用した場合の経費を計算しまして、これだけ50万6,000円の予算が不足するので、今回、補正予算として上げさせていただいたという内容になってございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしますと、この間、もろもろの場面で説明されてきた条件の待遇改善とかはないと、従来どおりの価格で対応するということと、本来12名必要だった、途中から12名必要になったかどうかということなんです、それに必要な人数を確保するための増員という受けとめでいいのか。11名が12名だからいいの。この27年度、28年度待機児童14、5名を擁して、その対応としての対応策ということなのだろうと思うんですが、その辺を明確に示してほしかったんですがね。その辺の、先ほど待機児童対策という言葉はあったんですが、それで3名というのが隠れ待機児童も含めての対応なのかどうかということを最終的に確認したかったんです。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの人員の確保の内容についてなんです、議員ご指摘のとおり、待機プラス隠れ待機を救うための予算として計上してございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、今現時点では、隠れ待機児童の対策も現実に行っているということですね。じゃあ、ちなみに現時点で隠れ待機児童は何名なのか伺いたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。現在、我が町の隠れ待機児童は5世帯7名となっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。3名増加分で、今後の対応の仕方で隠れ7名分の対応も可能だということで受けとめていいわけですか。手続上とか何上のもろもろの条件もあるかと思いますが。それらに十分対応できるという受けとめ方でよろしいかどうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。そのとおりでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。来年度の予算については、その辺も含めた予算の立て方をすべきだということを指摘し、求めておきまして、次に、次ページ15ページ、先ほど来出ましたストックヤードの件です。7億7,300万円の財源の内訳を確認したいと思

ます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。こちらのストックヤードの財源といたしましては、主に震災復興交付金を活用しての事業ということになります。以上です。（「答えになっていません。内訳だから詳細の内訳でございます」の声あり）済みません、大変失礼いたしました。

財源といたしましては、80パーセントが震災復興交付金の一括配分枠で、残り20パーセントは震災復興特別交付税ということになります。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。80パーセント分が6億3,173万6,000円と受けとめて、差額が復興特別交付税、そしてこの復興特別交付税の出先というのは一般財源の中の残りを受けとめていいんですね。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。おっしゃるとおりの考え方で結構でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。次に、ちょっと飛んで19ページの土木費8の住宅費4項1目住宅管理費の件についてなんですが、200万円の内訳を見ますと、内訳については附属資料の20ページに示されているんですが、対象は既存の町営住宅への提供という説明といますか内容となっているわけですが、この件について、これは被災者支援室等々にも従来から要求、要望していた既存の町営住宅じゃなくて災害公営住宅の皆さんへの物置の提供。その後、何のその後かということは後でわかるかと思いますが、その方には提供されていますが、以前の入居者は全く対象にはなっていないということから、その辺、何回かにわたって町に対してそうした要望をしているわけですが、この件については、県からはそういう許可が下りないということから、いまだ要求者がありながらその手に渡っていないということがあります。町長、この件についてはちゃんと報告を受けていましたか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。承知しております。議員もおわかりだと思いますけれども、今の仮設住宅における物品等の取り扱いの適用の期限は、ある日を境にしてという部分がありまして、適用されなかった皆さんへの対応という部分については承知しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しては、復興関連事業、復興財源という中で対応されている事業だと考えるわけですが、それが今回この許しを得てかわかりませんが、宮城県からということなんですが、宮城県の考えということになるかと思いますが、これは災害目的外の利用、通常の一般のところ提供することができるかと。

この件につきましては、これまでその間やってきたかどうかというのはありますが、これはずっと町の方針として毎年何十個を既存の町営住宅に設置しているという方針があって、それをずっと一般財源の中から対応してきた、あるいは対応しなければならない、対応することができた事業です。

何を言いたいかといいますと、この事業については、通常の一般財源の中での対応が可能だということですから、これはこれで通常の財源で対応して、貴重な200万円を確保できているのだったら、やはりそっちの従来からの要望・要請に応えるべきかと思うんですが、その辺について町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回、宮城県からの備品を優先的にという部分ですね、これがどこまで適用、該当するのか、その辺の確認も必要でございますけれども、極力、法適用前の方々についても何らかの形で支援措置ができるような工夫をする必要はあるなというふうな思いはございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。県が目的外使用というところまで足を踏み入れているわけですから、当然、これまで制度上、説明を聞くと、これは制度にないから遡及できないという一辺倒で要望については取り上げられなかったという経緯があります。

しかしながら、この対応を見るならば、もっと柔軟な対応ができるんだということがここで確認されるわけですが、もっと力強い働きかけをすべきだと思いますが、私は、今の村井県知事は優しそうな顔をしています、十分対応してくれるのではないかと思うわけですが、そのところをぜひ、また堂々めぐりということになるかと思いますが、ぜひ強く求めておきます。

ですから、答弁はらないということにしたのだから、次。

次は、やっぱりここになってしまうということで、8 款 2 項 3 目の道路橋梁復興推進費についてであります。この中に、3 月議会で取り下げ、削除された新浜諏訪原線が同じ内容以上の工事請負費を含め、前回削減したのは土地取得関連費で 1 億 1, 0 0 0 万円弱といったものに今回さらに上乘せされて、4 億 6 0 0 万円の予算が措置提案されております。

この辺の経緯についてなんですが、この件につきましては、皆さんも記憶に新しいかと思いますが、半年前の話です。当初予算の予算を決める予算特別委員会で審査した。そして、その結果、新浜諏訪原線については、もろもろの理由 3 点挙げられましたから、予算原案から削除するという委員会の中で修正されて、削減された形で委員長報告は本会議にかけられて全員一致、全会一致で原案から新浜諏訪原線を削除するという案が通ったわけです。

このことはどういうことかといいますと、新浜諏訪原線の件については、事業そのものを否定するものでは全くありません。ルートの問題、住民の声、説明、どのくらい受けた形でルート変更したのか。ここもルート変更なんです、当初の線があって、それが知らない中でルート変更があったと、そういうもろもろのことがあって、当時、認められなかったと。そして、修正の内容で特別委員会を通して本会議も通った。これは議会の意思なんです。議会の総意なんです。新浜諏訪原線の内容のままでこの路線を認めると。議会の総意で認められなかった事案なんです。議会の総意です。

その議会の総意を、6 カ月あったわけですが、議会に対して何ら説明もない、当初の特別委員会、ですから議長を除く 1 2 名を対象とした説明は何らありません。何らないう中で、再び同じ内容で、それ以上の内容で提案されてきている。その辺の考えについて伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員から 3 月議会での議会の取り扱い、そして今その後の経緯ということでございますけれども、確かに 3 月の段階で、申しわけないんですけれども、説明し切れていない、いわゆる説明不足の点があったということもございまして、4 月以降の産建教育常任委員会で 3 回説明の機会を頂戴し、そして今議会の全員に対して説明がないという趣旨のお話がありましたけれども、8 月 1 7 日の全協でもご説明させていただいたという経緯もございまして、改めてその辺をご報告させていただきたいなと思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。8 月 1 7 日にどのような形で我々に報告、説明されたのか。残念ながら、私が悪いということになるかと思いますが、8 月 1 7 日の件については記憶が薄いです。仮にあったということでも、産業建設教育常任委員会で 3 回説明して、議

会全体が1回、しかも8月です。もう決めて、直前。多分、9月議会に提案する事案の中の1つにあったということかもしれませんが、それは検討段階ではなくて、これまた、私ちょっと記憶にないんですが、結果報告ということだけの説明ではなかったのか。

ちょっと皆さん、記憶にありますか。8月17日にそういうことがあったということなんですか。できれば、皆さんの協力を求めたいんですが、報告を受けたと明確に記憶している方に手を挙げていただければ幸いなんですが。あった。なるほど。みんな、自信持って手を挙げていいんだよ。

ただ、その辺の報告の説明の中身がどこまであったかということなんですが、まあいいです、あったということで。しかしながら、いずれ、ちょっと記憶にないので私もこれ以上突っ込めないんですけれども、どの程度の説明があって、あればそれなりの反応というのはあったかと思うんですが、全く同じ内容での説明であったということになるわけですが、そこで、町長の記憶では、そこで議会の皆さんに理解を得たという実感はありますか、説明をして。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。8月17日の全協の中で、資料に基づいて一定程度お話をさせていただきましたので、一定程度のご理解はいただいたんじゃないかなと。今までの産建教育常任委員会での説明、あるいは問題提起も含めて、全体を集約した形での説明に努めさせていただいたというふうに思いますので、一定程度はご認識を深めていただいたものと理解しているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。万が一そういうことがあったとするならば、これは議会の総意として議会全体が否定した案件なんです。それに耐えられるような、対応できるような説明だったのか。みんなを見ているとみんな記憶にないような、首を横に振ったり、この辺については後で確認するところがあれば確認します。本来ならば確認したいところなんです、説明した方は誰ですか。それで、どの程度の説明をしたか。

議長（阿部均君）まちづくり整備課長、どの程度の説明を尽くしたか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。8月17日の全員協議会の説明資料の内容についてご説明させていただきます。

資料につきましては、全体の概要のペーパー、あと図面が2枚、平面図と縦断図という内容でございまして、全体の概要としましては、事業概要を一通り説明しています。その次に、新浜諏訪原線の必要性という内容を説明させていただきました。あと、線形決定根拠については、線形の決定の過程の中でコントロールポイントが3つありますよという内容の説明をさせていただきました。あと、その他として事業区域は6号までですと、6号から山側につきましては別途事業でという内容について説明させていただいております。以上です。

議長（阿部均君）まちづくり整備課長、3月定例会のときからこの前の全協で説明した時点で、何か変化があったとか変わった点なんかもあったんですか。いろいろな議会の意向を踏まえて計画を変更したとか、この辺は議会の意向に従った部分で、という説明はあったんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。3月議会から道路法線またはその金額という内容を説明する過程での内容の変更はございません。説明した内容につきましては、法線の考え方、事業費の考え方について説明してございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。修正した当時、3点いろいろ理由ありました。その件に関して

の町の見当はどうだったんですか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。一応、3点の考え方につきましては、再度、整理はいたしましたけれども、結果的には現行の内容で今後進めたいとなっております、指摘内容の法線等の変更はございませんでした。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしたらば、8月17日にやったと言うけれども、やった意味がないんです。我々は、その辺について問題提起して、この部分の説明が一つ一つあって、それが我々の中で理解できれば、当然、避難路というのは必要なものですから、これはそれぞれの考えの中で結論を出す、判断するということになるんですが、この辺が全く、そして、その辺は本来ならば8月17日で検討したならば直後に、5月に検討したならば、5月の段階で全員協議会が毎月開かれているわけですから、その中で報告をできるんじゃないですか。これは議会の総意です。そういう姿勢はなかったのかと。ないということだと思います。

ですから、我々の記憶にも説明があったということが、皆さん確信を持って説明を聞きましたというのがどこを見回しても見かけられない、そういう資料はもらっても。そういうことだと思います。十分な説明がない。十分な検討をした結果の再提案ではないということがここで確認できるかと思います。本当は、今の話は後で最後に言うつもりだったんですが、結論的にそういう現状があるということ。とにかく、これは総意ですから。それに対しての町の対応というのは、非常に軽いものだとこのことをここで伝えておきます。

その前に、この件で確認しなければならないのは、JRとの協議と申しますか、JRが下のトンネルをくぐっているわけですよ。その際の理由はなんだったのか確認します。

議長（阿部均君）JRがトンネルで下を通った理由です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、たまたま手元に今お尋ねの部分の資料がございましたけれども、まず基本的な開削方式を採用した関係でございますけれども、花山の環境に配慮した形式としているというのが1点ございます。

それから、JRの整備を開削方式で行いますと、延長が766メートルの区間がございまして、計画高の関係からですね、開削の規模が大きくなると、相当の土量を掘削することになるということが1つございます。

それから、一方、避難路をトンネル形式で整備すると補助金の交付範囲を超えてしまうと、その膨大な費用は町の単独費で賄うことになるということもございまして、JRはトンネルにして、避難路については開削方式にするほうが、花山全体の影響は少ないという基本的な認識のもとでの対応が進められてきたというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。じゃあ、トンネルにしたいというのはJRの考えだったというふうな受けとめですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。以前にも確か遠藤議員からそれのお尋ねがあったかと思いますが、そのような趣旨でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私はそういう受けとめではないんですが、あえてトンネルを掘ってJRは大変苦慮しているという話を聞くわけですが、その辺のJRの協議というのは、予算の中で方々に出てくるんです。そして、そのことによって事業が繰り越し、繰り越しと、その辺から推察すると、何かその辺に問題があるのかなとついつい思ってしまうざるを得ないんですが。そして、この件もそのうちの1つなのかなとついつい思っ

てしまいます、そういった経緯を見ますと。その辺についてはJ Rに確認しなければわからない話ですから、確認すればいいということでしょうけども。

これについては、話が飛びますが、J Rとの関係では駐車場の問題、橋脚の問題、その辺も確認すれば町長が言っているようなことではないということも若干指摘しておきたいと思います。その意見についてはまた別の場面で出てくると思うんですが。

そういった不信の中でといいますか、十分な理解が得られないまま、こうした事案がもろもろ出ているわけで、そして、今の件につきましては、なぜ議会の権威といいますか議会で決定したことが一体どういうものなのかと。これは全員の意思ですから。それを簡単に扱われるという結果になっている。必死さも見えない。1回、8月17日にやりましたよ。やった結果が、修正の内容のものではない従来の説明であったと。そういうことで多分の我々の記憶にも薄かったのかなと思います。

これらについてはいろいろまた堂々めぐりということになるろうかと思いますが、私はこの件についてもこの辺が解明されなければ、やっぱりこの件については認めることができないという意見を述べて、この件については終わります。

それから、さっき駐車場の話をしたから、20ページの都市計画復興推進費3目843、新坂元駅周辺地区暫定駐車場整備680万円、この目的がちょっといまいまいちわからないといいますか、今後出てくるんですが、山下と坂元の関係、山下からは金を取る、坂元は金を取らない。そして、坂元の駐車場の将来がどうなるのかと、非常に暫定ですからね。この辺はまだ決まっていない、そして大規模商業区、その辺の行方も明確にされないまま、こうした形で、あくまで暫定ですから多分そういうことで暫定ということなんでしょうけれども、だとするならば、坂元駅というのはもともと駐車場は要らないという方針だったのか、その辺がいろいろ錯綜してくるんです。どう理解していいのかと、今回の提案に対して。その辺について、町長にお伺いします。

議長（阿部 均君）一旦、町長答弁してください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは担当課長からお答えしていただきたいと思います。（「町の大きな考え方でしょう、これは」の声あり）

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。（「責任持って答えてください、だったら」の声あり）
まず当初は、大規模商業区画にパークアンドライドと一体という形の整備を行う計画でしたが、商業地がまだ募集をかけたところ希望がまだないという中で、J Rの開通が迫っている状況となりましたので、こちらのところを町民の方々の利便性を考慮いたしまして、暫定整備という形で予算を上げさせていただいている状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しましては、まちづくりの主要な部分なんです。坂元地区の大区画をどうするか。この件についてはもう毎回毎回議題に上っている課題です。まちづくりの中心の問題です。町長、中心の問題なんです。これは町長の政策判断が求められるという重要な課題なんです。680万円と規模は小さいんですが。

そして、このことの対応をすることによって町を二分するような状況も生まれてくる。二分するといえば、坂元は無料で山下は金を取られるという町内を2つに分けるといって、これも状況上仕方ない結果なのか。本来ならば、こうした重要な事案については本部会議で対応されるべきなんです。先ほどの話でいうと、道の駅では相当そういう議論を交わして、まだまだ結論が出ないということなんですが、この件に関してはいかがなもの

なのか。この件に関して、まともに俎上に取り上げて議論しましたか、本部会議で。その対策と。重要な問題です、町を二分するような話ですから。町長、いかがですか。重要な問題です、これは。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私もいろいろなものを扱っている中で、一つ一つの場面を明確にこの場で即答できるわけもございませんので、これはやっぱり、その辺は担当課が一番どういうプロセスを経てこの問題に取り組んできたかというのをわかっているわけでございますので、そういう中でお答えさせていただきたいと思えます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、俺が町長に聞いたのは、このことについて本部会議を開きましたかと、そのくらいは。中身についてはあれだけれども。（「それも含めてお答えさせていただきます」の声あり）だから、その件については、町長が本部会議でこのことを取り上げましたかと、召集したかということです。町長ですよ。（「それにしても全部わかっているわけないでしょうに、記憶にないでしょうに」の声あり）皆さん、よっくど聞いてくださいね。

議長（阿部 均君）町長は記憶にないそうなので……。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。という町長のお答えです。非常に残念な、まさに無責任な話じゃないですか。無責任な話でしょう。答えの中でそういう話をさせないでください。だって、答弁を拒否しているんですよ。皆さん、冷静に聞いてください。（「答弁拒否じゃなくてわかっている人にお答えさせていただきますということでございます」の声あり）（「休憩」の声あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時40分といたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部から資料等の精査を行う時間をということで10分間休憩時間を延長し、再開を3時50分といたします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。まず、貴重なお時間をいただきまして調査させていただいたことをおわび申し上げるとともに、感謝申し上げます。

先ほどの遠藤議員のご質問でございますが、本部会議に坂元パークアンドライドの無料という話をしたのかどうかという話なんです、こちらは本部会議につきましては7月7日、8月8日にパークアンドライドの説明をさせていただいてはおりますが、こちらは山下の話中心ということで、資料をもとに坂元まで細かくしゃべったという記憶はございませんし、私らもちょっと坂元の話をもどの程度したかというのはちょっと記憶にございませんので、そちらはそういった状況でございます。

また、パークアンドライド、坂元の状況の説明につきましては、全員協議会等で、先ほど無料という話をということをお遠藤議員から質問ございましたが、こちらは皆様にさ

せていただいております。なぜ無料かということ、もともとこちらは商業地という目的で補助事業で整備しているということから、駐車場目的ということで貸し出すというのは補助の目的と違うというところがあるということと、あとゲート等を設置していない状況で有料化するという人は人をつけなければいけないということでコストがかかるということと、あと暫定形ということで非常に簡易な舗装、いわゆるサービスも山下に比べたら低いということから、今回無料でということで提供させていただいているということでご理解いただければと思います。前項は全協でご説明させていただいた内容でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺のことを踏まえての確認だったわけです。というのは、無料というのは我々もなぜ無料というのが頭にあったかということ、そこを聞いているから無料と。何を言いたいかということ、問題を指摘したのは、同じ町民で南と北という表現を使わせていただいたわけですが、山下では有料で、そして坂元の町民は無料と。形態はどうだっていいんです、利用者側からすれば。その辺については、全体の大きな問題でしょうと、大きな問題をどの程度の議論を交わしてこういう結果にしたのかということの確認だったんです。

そして、確認した結果、そういうことだというわけなんです。これはやっぱり、いざ考え方です。同じ町民が違うということでは、やっぱり疑問が生まれてくるだろうと。しかしながら、いろいろ取り組みの中でどうしてもこういう結果しか残らなかったということなんだろうと思います。であるならば、この辺の説明はもう十分に、理解、納得されるかどうかはわかりませんが、少なくとも理解していただけるような周知はすべきである。本来、このことが十分に本部会議できちっとした議論の対象ということになっていれば、そういうことが周りから出てきてもおかしくない、きちっとした説明があればですよ。

という意味で、これ以上時間をということもありますので、この件に関しては、本部会議のあり方については、今後はそんなにないのかもわかりませんが、復興関連事業はどんどん終結していくという意味です。私はもっと従来から求めている本部会議のあり方、町の最終意思決定、政策決定については、毎回求めているわけですが、改善は見られないということがこの1件で確認できたということで、この件については非常に不満を残しながら確認しました。

ということで、以上で私からの現時点での質問は終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。18ページ、新浜・高瀬諏訪原線の関係であります。

3月の予算特別委員会で議員全員の総意のもと、予算修正可決をされました。その際に提出した修正事由が3点ありました。

まず1つ目、ルートの再検討による経費削減、この辺についてはどのように検討されたのか。2点目、国道6号線とのアクセス、安全性の確保、この部分について。そして、3点目、住民説明会での要望、議会に対する説明不足、私は今でもまだまだ議会に対しても住民の方々に対しての説明もきちんとされていないような気がしてなりません。

この3点について、特に住民説明会はいつ、どこで、誰を対象に行ったのか、そしてまた、どのような周知方法、そこには何人の方々が参加したのか、お伺いします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。まず、ルート変更の経費の削減でございますけれ

ども、ルートを検討いたしましたところ、一番最初というのは新浜諏訪原線の現道から極力直線的なということで宮城病院前の5差路の交差点ということで検討していましたが、その後、概略設計等を進める中で国道管理者、あと公安委員会等と協議したのと、あとあの辺の周辺の民家の張りつき状況を検討した中で、宮病の変則5差路の交差点から120メートルほど南にということで決定させていただいたことから、その変更に関しては、再度、その辺の協議内容を精査したところ、やっぱり宮病の前の交差点ではちょっと安全性等に問題があるということで現計画のとおりと、計画のとおりというのは、交差点から120メートルほど南側ということになっております。

あと、経費の節減につきましては、現在のところ、詳細設計の図面というのは、まだ今は設計中でございますので、経費の節減のところにつきましては、今後、極力コスト削減を図るような形で検討してまいりたいと思います。

あと、6号タッチのところの安全対策ということで、安全対策等に関しましては、実際、公安委員会からシフト帳とかそういう道路構造令等に基づいた安全対策の形でということも指導がございまして、そのような方向で検討しております。

あと、住民関係の説明の内容でございますけれども、まず説明会というのは、今年の12月15日に行っております。12月15日の前に、12月1日から2日の日に、まず15日の説明会を行いますよということで合戦原区長さん、真庭区長さん、町区長さん、新浜区長さんと、概要の説明を区長さんにしております。そのときに、住民の方々への周知方法についてはどうしたらいいでしょうかということで検討したところ、それでは回覧板ということで回覧板方式に回すということで、新浜区さんにつきましては、住民の方々も今いないということで、まず合戦原区、真庭区、町区の全員を対象に回覧板で周知しております。それと、地権者様には地権者様ごとに案内状を出しております。

結果的に、12月15日に説明いたしまして、まず当日の出席者といたしましては、18名の方々とりんごラジオさん、合わせて19名出席しております。当日の説明会をしたところで、出席者の皆様からは事業に反対する意見等はございませんでした。簡単でございますが、以上でございます。

議長（阿部 均君）まちづくり整備課長、予算の特別委員の意見で、住民に説明を尽くせという意見がついております。その後の、だから28年3月定例会以降に説明会を行ったのかどうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。大変失礼しました。

3月の予算委員会後としては、新浜諏訪原線に関しての内容につきましては、まず住民説明会については行っておりません。先ほど、町長からありましたけれども、3回の産建教育常任委員会と1回の全員協議会のみでございます。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。3月以降の説明、そして12月15日に行った18名、対象者は何名の中で18名だったのでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。済みません、今のところ、ちょっと全対象者の人数については把握していない状況でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。3月からここまでずっといろいろなルートを検討しながら再検討、ルートは何ルートくらい検討したのでしょうか。経費削減をすれば、土地を購入する部分というものも含めてだと思えますけれども、何ルートくらい、先ほど現

道を活用したというところ、それもいつ検討したやつでしょうか。3月以降でしょうか。まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。3月以降のルートが何ケースというのはしておらず、3月前の段階で検討したルートについて再検討しております。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。3月の議会で私はお尋ねしました。JRを通すときにはトンネルをつくり、そして環境保全ということでそのままにし、文化財保護があるから期間延長になり、莫大な経費がかかるというJ Rはトンネルにしました。しかし、なぜ戸花山の上を通さなければならないのか、十数億円もかけてなぜしなければならないのか。住民の意向はちゃんと確認してからすべきだと思うんですけども、その点について町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的なそもそもの話が出てきましたけれども、以前にもお話し申し上げましたように、東西の10本の避難路の必要性、そしてまた山元町の置かれた東西の10本の町道を主体とした道路の間隔約1キロという部分を基本にして避難路のあり方というものを基本的に決めてきたと。そしてまた、それもいろいろな形で説明してきたという基本的な部分がございます。

それから、議員ご指摘のJRとの関係が、この戸花山の部分についてはあったということございまして、JRがいち早く事業に着手しておりましたので、JRサイドとしては、先ほどご説明させていただきましたように、戸花山をどう利用したらいいのかといういろいろな観点からの比較、考慮をした中で、JRとしても一定の結論を出したということでございます。

私どもとしては、タイミング的にはJRの方向性が決まった中で当該路線のルートなり、JRとの高さの調整に入ったという取り組みの時間のずれといいますか、タイミングの関係もあって、結果として道路はトンネルをまたぐ形での整備をする必要があるということで、できるだけ自然なり文化財の発掘に配慮しつつ、できるだけ支障のない形で国道にアクセスする方法を縷々検討してきたということございまして、これまでも説明したとおり、公安なり道路管理者との調整の中で、いろいろご指摘、アドバイスを受ける中でいろいろなものをコントロールポイントと、いわゆる調整しなくちゃならない点を的確にお答えしているつもりでございます。

そういうところをご理解していただかないと、なぜこうなのかという、やっぱりどうしても素朴な疑問にどうしてもなるのは当然のことでございますので、基本的なところを今お話しさせていただいたところでございます。そういう中で、今のルートになっているということでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。戸花山に全てかかわっていかなきゃならないというのは、ちょっと私は変だと思います。高瀬諏訪原線のところからどこに出るかということ住民の方々とじっくりと膝を交えながら3月以降もできたはずなんですけれども、なぜやらなかったんでしょうか。ルートは絶対変更しないという強い意思のもとだったんでしょうか。お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。意思がどうのこうのというよりも、先ほど申しましたように、こういう道路なり河川とか、いろいろ公共的な事業を進めるときは、できるだけ支障のない形で進めるというのが基本中の基本でございます。

なぜ、この道路にしたのかというのは前にもお話ししました。既存の町道、病院の前に出るちょうどあそこにも家が張りついているんだと、あそこを拡幅なりすると立ち退

き、移転ということが必要になってきますよと、時間、経費も大変膨大なものになってきますよと。私から先ほど言った10本1キロ間隔ということで、あるいは宮城病院を目指してという具体の避難行動の中で、どういうところがふさわしいのかというものを道路管理者、公安協議等々と進める中でこういう線形に落ちついているんだということでございます。町が全部自由裁量で、はい、ここに道路つけますというわけにはいかないということが多々ございまして、検討、熟慮の結果、こういうことになっていると。

ご指摘いただいた3月議会での関係も先ほど担当課長からご説明したように、一定の精査検討した中でこういう形に落ちついているんだということをご理解いただければと思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ルートの再検討は3月からしていませんよね。したかどうかだけ確認させてください。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。新たなルートの再検討としてはしていません。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。1つ目の関係、修正してほしいという議会での強い要望、議員全員一致のもとでの強い要望が全然反映されていないと思いますが、その点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、3月議会の段階では新しい議会のメンバーもいたというのもございまして、3月までの、11月のご当選以来の時間内での説明の機会確保にちょっと欠けていたという部分は確かにあろうかと思えます。そういう中で、いろいろ先ほどの3点の……。（「3月以降なんですけれども」の声あり）

議長（阿部均君）3月以降のことです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。わかりますけれども、いろいろ相互関係をご理解いただかないと、説明がなかなかし尽くせないものですから、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

ですから、そういう中で、ご指摘を受けましたけれども、先ほど来から言っているとおり、道路というのはいろいろな調整が必要でございますので、どうしても一定の制約がございます。その中でこれをどうできるのかというものは担当課でそれなりに検討したと。その結果がやはりこういうことだということでございます。そんなに簡単に触れるのだったら、それはそれでやりやすいところもあるんですけれども、そうはいかない制約の中での検討結果だということでご理解いただければと思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。していないということで確認しました。

そして、6号線とのアクセスの部分については、3月以降、確認していますでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。6号線のアクセスにつきましては、先ほども申したとおり、交差方法というのは道路構造令であったり公安委員会との調整というのが出てきますので、改めてそこを構造変更という検討はしておりませんので、今まで公安委員会、道路管理者と協議した内容について、精査、確認いたしました。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。していないということでよろしいんですね。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。新たな接続箇所の検討としては、していません。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。住民の命を守るということであれば、きちっとした対応、そしてそれなりの要望をしていくべきだと思うんですが、そういうこともしていないということがわかりました。2つクリアされていません。

そして、住民説明会も3月以降行っていますでしょうか。再度確認します。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。3月以降の住民説明会は開催しておりません。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。そして、住民の意向もきちっと聞かないまま、そして強い決心のもとに、今回、4億円もの補正予算、もう文化財保護の調査もしようとしていますよね。その分も予算が組まれています。あんなに大事な文化財だから、それを言ってJRのときにはそこを外してやったはずなのに、私には理解できないんですが、多分、町民の方々もきちっとした説明がないがままにここに至っていると思いますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、ご指摘の住民の方々に3月議会以降、直接的にご説明してきていなかったという部分は事実でございます。ただ、今回の経緯、経過を先ほど来、お話しさせていただいているとおり、常任委員会で3つの基本的な部分を中心として相当程度時間を割いていただいご説明申し上げる中でご理解もいただいて、トータリックにご理解いただいているということでございますので、丸っきり何も検討してこなかったということではございませんので、ぜひ一定の制約の中で最大限の努力はさせてもらったということでご理解いただきたいと思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。議会の議員全員一致のもとでの3月の修正案、その後、どのような形でということを確認させていただきました。住民対象者が何人かわからない、でも18人です。貴重な18人の方々からも多くの意見が出たと思います。そのとき、行けなかった方々にも多くの意見があると思います。その声を拾いながらやるのは行政の役割じゃないでしょうか。そして、その行政を司るトップであります、町民の意向をきちっと大事にしながらやっていくのは、町長の責務だと思いますが、いかがでしょうか。10本必ずでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろな公共事業をやる中でですね、ご指摘のとおり、受益者といえますか、周辺の皆様のご理解を得ながらというのは基本中の基本だろうと思います。議員お尋ねの部分の対象者というのは、該当する区全体を指すのか、路線の沿線にある地権者を中心とした方になるのかという、分母の問題はいろいろとあると思いますけれども、基本的には限りなく説明責任を果たしながら公共事業を進めるものだと、当該路線についても当然3月議会での関係もございまして、そういう部分については、やはり大事に大切にしながらという部分がございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。何度ともなくなんですけども、住民の方々の協力を得ながらと言ったならば、説明会は最低でも1回か2回は開くべきじゃなかったんですか。そういうことさえもせずに、もう半年です。半年過ぎています。それでも強硬にこの事業を進めるべきなんではないでしょうか。私たち議員もちゃんと考えるべきだと思いますが、全員一致で3月に修正予算動議を出させていただいたこと、私は忘れることはできません。以上です。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

11番（橋元伸一君）はい、議長。私も諏訪原線について1つ確認といえますか、お尋ねしたいことがあります。

前回修正していただいたときの予算が1億900万円、今回出ている予算が4億600万円。この3億円の差というのはどこにあるのか、教えていただきたいと思います。

います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。まず3月の予算につきましては、公有財産購入費と補償費につきまして提案させていただいております。それで、今年度7月に交付決定がございましたので、今回につきましてはプラス工事費とその他費用として計上させていただきまして、3月補正時には1億911万4,000円に対しまして、今回、4億610万2,000円の計上ということで、満額を今回計上させていただいている内容でございます。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。では、このところの、今回は土地の購入だけではなくて工事の部分も入ってきているということなんですけれども、最終的な総事業費というのは幾らかかる予定になっているのでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。全体の総事業費といたしまして、10億4,100万円と見込んでいますけれども、事業費に関しましては、詳細な設計がまだ全部はできてございませんので、今、この事業費に関しましては、これまで実施している避難道路の建設費をもとに計算してございます。ので、これが必ずコンプライトされた数字ではないということだけご了承願います。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。10億円以上かかるということですよ。前にもこれは確認していたことなんですけれども、結局、先ほども前回の修正をしていただいたときの条件の一番大きな理由が経費削減と、補助金が出るというお金を湯水のようにただ使っているのかということだと思えます。ルートを変更、再検討することによって経費の削減をということを議会全会一致で求めました。それで、2つ目に接続部分の安全性ということも求めました。

私が言いたいのは、1キロ置きに避難道路ということなんですけれども、これは避難道路という位置づけで認識してよろしいのでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。当該道路は避難道路としての位置づけで検討してございます。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。では、そういう避難道路ということであれば、1キロ置きに何本という計画で避難道路を計画したと、計画に基づいて山の上に道路をつくらうとしたということなんですけれども、そこから2、3百メートル南に行けば、山を通らずに真っすぐ道路ができると私は思っているんです。何も6号線につなぐ必要はないと思います。6号線に信号をつけるなりなんかしたら余計混みますから。

そういうことではなくて、町内に住んでいる方だったらわかると思うんですけれども、あそこのストロベリーロードですか、農業の道路です。駅の東側の道路、新しい。あそこを真っすぐ南に行くと突き当たりますよね。あの突き当たった道路というのは新浜から行っているんです。そうすると、今の諏訪原線から2、3百メートル南に行けば、あの道路を真っすぐ斜めに行って、松村クリニックの手前の6号線の下にくぐる道路につながると思うんです。そのほうがよっぽど避難道路としては安全性も保たれるしお金もかからないのではないかなと思うんですけれども、そういう案というのはなぜ検討されなかったのかというのをちょっとお尋ねしたいです。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。そもそもの避難路の計画といたしましては、先ほどから目安として1キロに1本ということでございますけれども、これにつきましては、津波避難のための施設整備指針というものが国・県で出されております。これに基づき、

町としても参考に道路計画を立てさせていただいております。

それで、1キロというのは徒歩での避難の限界が大体500メートルという基準がございますので、道路から500メートルということで1キロということで想定しております。それで、今、新浜諏訪原線の南側には県道で避難路として位置づけられている坂元停車場線。あと、新浜訪原線から北側に関しましては高瀬笠野線が避難路として位置づけられております。これはおのおの距離が大体1.7キロぐらいに現在実際になっております。

その間に、例えば新浜諏訪原線から県道の坂元停車場線までの間に、町新浜線、戸花線とか真庭橋の付近に道路がございます。これですと、やっぱり山側に行くときに戸花川を今、橋元議員が言ったように、迂回しながらまた6号に戻っていくという状態で、逆のパターンでも、昔焼肉ひょうたんさんというところがあったらしいんですが、そこからの道路は高瀬新浜線でございますけれども、これも戸花山から迂回して宮城病院に回っていくということで、基本的にそもそもの津波避難のための避難路というのは、計画上では、極力直線的に最短距離で道路をつくって津波時に1人の犠牲者も出さないようなという目的がございますので、できるだけ直線的な法線で、極力等間隔でという流れがございますので、現在の配置をしているような状況でございます。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。これは前にも私は、先ほど8月、あれ、というので私もちょっとうっかりしていて、だんだん少しずつ、ああ、そういえばあのときこういうことを聞いたんだというのを思い出してきたんですけども、これは多分話を言っても堂々めぐりになるんじゃないかと思うんですけども、課長は、こういう言い方をしたら失礼ですけども町内の方ではないので、多分、町内の方であれば、今言った新浜から南に行っても北に行ってもセブンイレブンのところに出る道路をつくったとしても、今言った松村クリニックに行ったとしても、6号線の接続をすごく気にしているみたいですけども、先ほど確認しましたら避難道路ですよ。6号線につなぐ必要はないです。信号は要らないんです。信号は逆にないほうがいいんです。ということは、6号線に接続せずに下をくぐれたほうがはるかに避難道路としては役に立つと私は思うんです。そういうことをなぜやらなかったのかということに、私はすごく疑問が残っています。

それで、ここに対して10億円以上の、さらにもっとお金がかかるかもしれないという話がありますけれども、誰もいないところの避難道路を優先させて、19軒残された人のことをほったらかしにしておくというのは、ちょっと私には理解ができません。それだけ1つ言わせていただければ終わりたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。（「休憩」「賛成」の声あり）

議長（阿部 均君）ただいま休憩動議が提案されておりますが、賛同者がおりますので休憩動議は成立いたします。

この際、暫時休憩といたします。再開は4時40分といたします。

この際、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。以上でございます。

午後4時30分 休憩

午後4時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、有志の議員の方でございますけれども、口頭で申し入れがございました。修正案を提出するために修正の案をただいま準備中ということで、時間を要するというところでございますので、この際、5時まで休憩を延長いたします。

午後4時40分 休憩

午後5時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、準備の都合上、あと15分ほど要するというところでございますので、5時15分まで休憩を延長いたします。

午後5時00分 休憩

午後5時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

準備の都合により、あと15分延長いたします。再開は5時30分といたします。

午後5時15分 休憩

午後5時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に4番岩佐孝子君、ほか1名から修正の動議が提出され、これを受理したので、これから議会運営委員会を開催いたします。

この際、暫時休憩といたします。

委員は、直ちに第3委員会室に参集願います。

午後5時30分 休憩

午後6時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に4番岩佐孝子君、ほか1名から修正の動議が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

これから修正案について、提案者から説明を求めます。4番岩佐孝子君、登壇願います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。私は、平成28年第3回定例議会において、ただいま議題になっております議案第75号平成28年度山元町一般会計補正予算（第3号）について、一部修正することを提案いたします。

私は、平成28年度一般会計補正予算について、原案には幾つかの疑問があります。特に、交流拠点施設道の駅整備事業、社会資本整備総合交付金事業の新浜諏訪原線の2件についてであります。

この2件の事業については、平成27年12月定例議会、平成28年3月議会定例会において全議員一致により修正可決したものであります。

避難道路は、住民の生活と命を守り、安全・安心のためにも必要であります。そして、交流拠点施設道の駅は、地域活性化、買い物弱者支援や交流人口増加を図るためにも反対するものではありません。

しかしながら、修正案を提案するに当たり、次の事由により趣旨を説明いたします。

1 点目、修正理由についての対応をどのように行ってきましたか。平成28年3月議会で新浜諏訪原線については、修正案提出理由3点を申し上げておりました。1つ、適切な位置、ルートを再検討することによる経費削減。1つ、国道6号線との接続の安全性の問題。1つ、住民説明会に出された要望などが議会に対し説明不足である。このことをどのように受けとめ、どのように対応してきたのか。先ほどの質疑の中で何もクリアしていないことが判明しました。議会にもいまだ説明がない状態です。

2 点目、町の一般財源に負担がかかります。交流拠点施設道の駅調査事業については、なぜ建設予定候補地を増加したのかが理解できません。本来であれば、候補地を厳選し、選定し、提案すべきです。背伸びをせず、公共用地などあるものを生かし身の丈に合った施設から出発し、町民に負担をかけることのないものにすべきです。これ以上、町民に不安と負の財産を残すことはできません。

このことから、地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により修正動議を提出させていただきました。

議案第76号平成28年度山元町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案です。

第1条中、15億7,436万9,000円を11億5,276万4,000円に、そして239億5,158万1,000円を235億2,997万6,000円に改めます。

詳細については、別表1第1表をご覧くださいと思います。

添付書類をご覧くださいと思います。発議者、橋元伸一、岩佐孝子。

（「済みません……」の声あり）

議長（阿部 均君）もう一度登壇願います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。大変失礼いたしました。議案第75号の誤りです。訂正してお詫びを申し上げます。

議長（阿部 均君）ちょっとお待ちください。もう一度登壇願います。最後まできちっとお読みください。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。再度お話しをさせていただきます。

議案第75号平成28年度山元町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議、上記動議を地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

山元町議会議長阿部 均殿、発議者山元町議会議員岩佐孝子、山元町議会議員橋元伸一。

議長（阿部 均君）これから修正案に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。

討論は、山元町議会先例 88 番 (1) ②によって、原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。3 番竹内和彦君、登壇願います。

3 番 (竹内和彦君) はい、議長。それでは、原案賛成の立場から討論いたします。

避難道路新浜諏訪原線についてということですが、この避難道路は、町内に計画された 10 本の避難道路のうちの 1 本であります。これは坂元停車場線と高瀬笠野線の避難道のちょうど中間に位置しております。今後、沿岸部の東部地区農地整備事業で働く人、それから沿岸部に今後いろいろな人が集まってくる。それから、沿岸の相馬亘理線も整備されれば、相当の交通量が出てくる。その人たちの避難道となるわけです。踏切なく最短で戸花山を越えて避難できる避難道であります。人命をまず第一に考えるならば、この避難道路新浜諏訪原線は大変重要であります。認めるべきであります。

今回、復興庁よりやっとなり避難道路として予算がついたということでもありますから、新浜諏訪原線原案賛成の立場から討論いたします。

議長 (阿部 均君) 次に、原案に反対者の発言を許します。12 番青田和夫君、登壇願います。

12 番 (青田和夫君) はい、議長。それでは、私はこのたび提案の一般会計補正予算 (第 3 号) について、原案に反対の立場から討論を行います。

先ほど、町長から回答をいただいた交流拠点施設道の駅整備事業に関する予算ですが、この予算は、昨年 12 月議会で一度修正しております。その後、今年度に入ってから毎月の頻度で常任委員会、全員協議会で内容を説明いただき、担当の産業振興課長や担当職員には大変ご苦労をかけたところであります。

しかしながら、整備に要する費用や期間を考えたとき、議会としての体制はまず身の丈に合った直売所を早期に再建し、軌道に乗った時点で附属の施設を整備し、後から国に道の駅の認証を申請しても遅くはないのではとの意見が大半と考えております。また、町長は、議会との協議の状況を理解されているはずであるにもかかわらず、今回提案されたということは、議会軽視の甚だしいものがあります。

よって、このたびの道の駅整備に関連する予算は修正すべきであり、原案に反対するものであります。

議長 (阿部 均君) 次に、修正案に賛成者の発言を許します。9 番遠藤龍之君、登壇願います。

9 番 (遠藤龍之君) はい、議長。ただいま提案されております議案第 75 号平成 28 年度山元町一般会計補正予算 (第 3 号) に対する修正案に賛成する立場から討論を行います。

理由につきましては、1 つは提案者の提案理由に賛同することです。

2 点目は、道の駅一体型の予算、交流拠点施設道の駅整備事業基本計画策定業務委託料 1,545 万円の予算は認められないことです。

理由につきましては、1 つは適地の選定は、これまでの議会で既に明確に示されております。2 つの公共用地等ということがこれまでの議論の中で明らかにされております。また、道の駅の一体化につきましても、これまでの県と議論の中で当面の課題としないということが議会の総意という方向で明確に示されてきております。このことにつきましては、産建教育常任委員会の中でも示されているところであります。

そしてさらに、このことにつきましては、先ほど来の質疑の中で、道の駅関係部分のところは当面取り下げることが明確に示されたところであり、ところが、いまだ取り下げられた提案を我々に示されておりません。この第75号会計補正予算を通すということになれば、道の駅の一体化を認める、予算を認めるということになります。これを認めるならば非常におかしい出来事です。それを強く訴えたいと思います。

さらに、早期の実現が望まれている中、公共交流拠点施設の整備ということにつきましては、先ほど来の質疑の中で明確に示されており、このことを進めるためには、既に準備は整っております。これに既に1,300万円もかけているのです。期間も要してつくられた立派な計画であります。これらを活用するならば、今すぐにでも交流拠点施設の建設事業着手は明確であります。このことは、議論の中でも示されており、

以上、それぞれが明確になっている中で、道の駅一体型の予算は必要としないということでもあります。

3点目は、道路橋梁復興推進費の中の新浜諏訪原線の予算4億610万2,000円について認められないということでもあります。

理由につきましては、この間の議論、質疑の中で多くの疑問意見が指摘されているところではありますが、その多くが明確な解明をなされていない。とりわけ、この問題については、3月議会で、予算審査特別委員会で新浜諏訪原線の予算を原案から削除することに全員で賛成、成立したものであります。この件につきましては、今でも議会の意思、総意であることに変化はございません。

また、先ほどの質疑でも明らかにされましたように、修正の理由とした3点は、提案者も指摘しておられますが、このことについて3月議会以降何ら検討されていないということが質疑の中で明らかに示されました。そして、さらにはこの件については議会への説明もされておりません。以前の説明はされたようですが、修正の理由とした3点については、1点も説明されておりません。そのことを皆さん、十分自覚していただきたいと思います。

このことにつきましては、そして、そうしたことが検討もされない中、議会への説明もない中、再提案されたものであります。先ほど、表現としてありましたが、町民軽視、議会軽視も甚だしいということがこの件についても確認されているところでもあります。

以上、これらの問題について、この間の議論の中で再提案に対しての明確な理由がいまだ解明されていないことから、修正案で示されており、交流拠点施設道の駅整備事業、そして新浜諏訪原線に関する予算を削除するとして修正案に賛成するものであります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。原案賛成討論ですか。6番岩佐秀一君、登壇願います。

6番（岩佐秀一君）平成28年度山元町一般会計補正予算（第3号）の原案賛成に対する討論をいたします。

交流センター施設の建設は、町民が早期に設置を望んでいる事件であり、また我々産建常任委員会も他市町村を視察し、町の活性化を早期に達成し、また交流人口をふやすためにも、そんな中で生産者の高齢化を考えると、早期設置し運用開始が最重要であり、また町長も産建教育常任委員会の意見を取り入れ、予算の減額も検討する旨、発言して

おります。

私は、産直施設の予算の原案に賛成いたします。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第75号平成28年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

まず、修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

議案第75号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15．議案第76号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第76号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ840万2,000円を追加いたしまして、総額を21億1,298万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明させていただきます。

お手元の議案書6ページをお開きいただければと思います。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費についてですが、こちらにつきましましては、一般会計への繰出金に係る補正額205万4,000円を計上しておりまして、第2項の町税費第1目賦課徴収費については、さきの第2回議会定例会においてご可決いただきました平成30年度からの国保の都道府県化に伴う国民健康保険税システムの改修経費に関する補助金の内示がありましたので、この経費の財源を一般財源から国庫支出金に財源変更するものであります。

次に、第4款前期高齢者納付金等と第5款老人保健拠出金につきましましてですが、こちらは社会保険診療報酬支払基金への納付金等の今年度分の額の確定に伴う増減額をそれぞれ補正額として計上しております。なお、補正額につきましましては、第4款前期高齢者納付金等で4万3,000円の増、第5款老人保健拠出金で7,000円の減を計上しております。

次に、第11款諸支出金第1項償還金利子及び還付加算金につきましましてですが、こち

らは平成27年度に交付を受けた各種交付金の精算に伴う償還金をそれぞれ計上しているものでありまして、次の7ページの合計となりますが、631万2,000円を補正額として計上しております。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

それでは、初めに、第3款国庫支出金第2項国庫補助金第3目制度関係業務準備事業費補助金についてですが、こちらは先ほどご説明いたしました歳出の第1款町税費の財源内訳の変更の要因となりました国庫補助金の確定による増額分でございます。160万3,000円を補正額として計上しております。

次に、第9款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金についてですが、こちらは今回の補正に係る最終的な財源調整の結果として基金取り崩しの戻入額の3,662万3,000円を減額補正額を計上しております。

最後に、第10款繰越金第1項繰越金第2目その他繰越金についてですが、こちら平成27年度の本国保会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰り越ししましたので、その繰越額4,342万2,000円を増額補正額として計上しております。

以上が今回の補正予算(第2号)の内容でございます。よろしくご審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。財政調整基金の件なんですけど、この件での認識というか受けとめなんですけど、町長は記憶にあるかどうかわかりませんが、総括審査のときに、町長に対しての質問の際にここも減額という説明をなされたかと思いますが、まったく逆な増額でした。私もあのときにこれを確認しないままいったものですから、あのとき確認できなかったんですけど、町長いかがでしょうか。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。お待たせしました。私の記憶からすると、計画値に対してというニュアンスで増減はお話したかというふうに思いますが。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。あまりそういうことを詮索したくないんですが、そこで私は、もし計画中に虫くいということであれば、それも事実どうなのか、こうなのかということになるんですが、課長、確認だけでいいです。私の記憶に問題があっかど思うので。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。ただいまのご質問に対する回答になります。

今現在の基金の残高は、計画値に対しては少なくなっております。ただ、おっしゃるとおり今年28年の実績決算によっては、このまま推移するかというのは今後の医療費の動向を見ていってからの答えになるかとは思いますが、以上でございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。あのときには、そういうことでマイナスになっているということで若干こっちが鈍ったという記憶を私はしているんですけど、それでもなお基金残高はまだ豊富にあるということで、方向性につきましては前向きのお話をいただいたわけですが、この件がプラスということになればさらに現実味を帯びてくるということになるかと思うんですが、基金残高は今現在マイナスで、当初2億円を取り崩してかなり大変だと、元に戻ったと、だけれどもここで元に戻っているし、さらに今回の決算の

積み上げを足せば、多分、私の計算では4億円を超えるか4億円内外の額になるか
と思います、2年目です。そう受けとめてよろしいでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問にお答えします。

今、28年度の決算を受けての4億円、具体的な数字等は今のところ想定できないところ
なのですが、現段階でいいますと、現在は基金残高3億1,200万円ぐらいになっ
ていると。決算で積み戻し等ございますので、それに上乗せになって4億円になるかど
うかわかりませんが、今のところは3億円ちょっとという感じに、9月補正時点ではな
っているという認識いただきたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。またこういうことを事実確認で時間をつぶすのはあれですが、
よっくど流れを見てみれば、今、もう手元に資料がないのであれなんです、少なくと
も27年度の決算で相当な額7,000万円と、そもそも4億8,000万円から出発
していますからね。そこで2億円消えて2億8,000万円、そこに何ぼ足すかとい
うと、これも足されると、私の頭では4億かつかつということになっているんですが、そ
の辺はもういいです。前向きの答弁もいただいております。

私が言いたいのは、このことでさらに基金の上積みというのが確認されたということ
で、これを十分検討して次の機会に生かしていただきたいということですが、そのこと
だけ一言町長に確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。時々の財調の増減の関係がございませぬけれども、基本的には議
員からも再確認ございましたように、財調の基金をうまく活用しながらのですね、運営
というものを心がけていきたいと思っております。

議長（阿部均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

議長（阿部均君）これから議案第76号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）異議なしと認めます。

議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。5分間の休憩といたします。再開は6時4
0分といたします。

午後6時35分 休 憩

午後6時40分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第16．議案第77号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第77号平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ101万8,000円を追加いたしまして、総額を1億6,322万円とするものでございます。

それでは、当後期高齢者特別会計につきましては、歳入予算からご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページをお開きいただければと思います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

第4款繰越金第1項繰越金第1目繰越金についてですが、こちらにつきましては平成27年度の当後期高齢特別会計の決算剰余金全額を今年度に繰り越ししましたので、その繰越額101万8,000円を増額補正額として計上しております。

次に、6ページです。

こちら歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

こちら第3款諸支出金第2項繰出金第1目一般会計繰出金です。こちらはただいまご説明申し上げました27年度の当会計の決算剰余金を一般会計戻し入れを行うため、当後期高齢者の会計から一般会計繰出金として歳入と同額の101万8,000円を計上するものでございます。

以上が今回の補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜われますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第77号平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第17. 議案第78号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第78号平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2,621万1,000円を追加いたしまして、総額を12億8,755万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明をさせていただきます。

お手元の議案書7ページをお開きいただければと思います。

第1款総務費についてですが、こちらは職員の給与、手当、共済費などの人件費に係る補正額を計上しております。人件費につきましては、例年9月で補正を行っております4月の人事異動に伴う補正でありまして、当初予算の計上については一般会計と同じなのですが、ことし1月1日における人員に合わせまして人件費を組んでおりますが、その後、4月1日付での人事異動がありましたので、その人事異動後の人員により置きかえた額の増額分、合計で789万7,000円を計上しております。

なお、次の第3款地域支援事業費の増額につきましても、人件費に伴う増額補正でありまして、金額は613万8,000円となっております。

次に、第5款諸支出金第1項繰出金第1目一般会計繰出金についてですが、こちらは一般会計に繰り出しを行う補正額でございます。昨年度、当介護会計に一般会計からあらかじめ見込み額として繰り入れを行ってございましたが、人件費や事務費などで決算に基づく精算を行いまして一般会計に戻し入れを行う額を確定し、今年度繰出金として823万円を増額補正額として計上してございます。

次に、8ページになります。

第5款諸支出金第2項償還金及び還付金につきましては、平成27年度、昨年度に交付を受けた各種負担金、補助金の精算に伴う償還金をそれぞれ計上するものでありまして、合計で394万6,000円を補正額として計上しております。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。

それでは、初めに第3款国庫支出金第2項国庫補助金第2目地域支援事業交付金（介護予防事業）となっておりますが、第1節現年度分についてですが、こちらは先ほど歳出のところでご説明申し上げました人件費の組み替えに伴う国庫交付金の増額分153万5,000円を増額補正額として計上しております。同じく、こちら第2節過年度分につきましては、昨年度交付を受けた国庫交付金の精算に伴う追加交付分を計上するものでありまして、188万6,000円を増額補正額として計上しております。

次の第4款支払基金交付金第2項支払基金交付金第1目介護給付費交付金第2節過年度分につきましては、平成27年度、こちら昨年度の介護給付費に係る社会保険診療報酬支払基金の負担割合が確定したことによる歳入増として891万9,000円を増額補正額として計上しているものであります。

同じく、こちら第2目地域支援事業支援交付金第1節現年度分につきましては、こちら人件費の組み替えに伴うものでありまして、171万9,000円を増額補正額として計上してございます。こちらの款の第2節過年度分につきましても、昨年度の交付

を受けた交付金の精算に伴う追加で交付される分を計上しておりまして、140万7,000円を増額補正額として計上しております。

次の第5款県支出金第1項県負担金についても、こちらも昨年度の精算分です。126万3,000円を増額補正額として計上しております。

同様に、こちら県支出金第2項県補助金第1目地域支援事業交付金ですが、現年度分は、人件費の組み替えに伴う県補助金の増76万7,000円を増額補正額としておりまして、過年度分についてのこちらの補正額も昨年度の精算に伴って94万3,000円を増額補正額として計上しているところであります。

次に、第7款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金ですが、こちらは今回の補正に係る最終的な財源調整の結果として基金取り崩しの戻入額の592万3,000円を減額計上しておりまして、同じく第2目一般会計繰入金については、人件費の組み替えに伴って増額しております866万4,000円を増額補正として計上しております。

最後になります。第8款繰越金第1項繰越金第2目その他繰越金については、こちら平成27年度当介護会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰り越ししてきましたので、その繰越額503万1,000円を増額補正額として計上しているところです。

以上が今回の補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第78号平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第18. 議案第79号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第79号平成28年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、2枚めくっていただいて2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入についてご説明申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益26万2,000円の減額については、人件費に係

る他会計補助金の補正となっておりますので、詳細についての説明は省略させていただきます。

次に、収益的収入及び支出の支出についてご説明申し上げます。

1 款水道事業費 1 項営業費用については、坂元第 2 ポンプ取水設備に現在ふぐあいが生じており、その調査費用として委託料 2 0 0 万円を増額するもの、またその代替として広域水道からの受水費を 7 2 7 万 6, 0 0 0 円と見込み増額するものでございます。また、給排水施設の修繕費においては、今年度の上半期において大平圧力調整弁修繕工事など給排水施設の修繕がかさみ、当初予算の額を消化している状況にあります。今後、不足を生じることが見込まれるため、上半期の支出見込み額 8 0 0 万円を増額するものです。

次に、総係費 5 8 8 万 4, 0 0 0 円の減額については人件費分の補正となっておりますので、こちらについても詳細についての説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

1 款資本的収入 6 項その他収入は、山元東部地区補助整備事業に伴う水道管移設工事の補助金を 3, 7 0 0 万円増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費は、山元東部地区補助整備事業に伴う水道管移設工事請負費を 3, 7 0 0 万円増額するものでございます。

最初のページにお戻りください。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款水道事業収益 2 6 万 2, 0 0 0 円減額し、総額 4 億 8, 2 4 0 万 8, 0 0 0 円とするものがございます。

支出、第 1 款水道事業費 9 2 7 万 6, 0 0 0 円増額し、総額 4 億 2, 9 2 6 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第 1 款資本的収入 3, 7 0 0 万円増額し、総額 2 億 1, 2 7 5 万 8, 0 0 0 円とするものです。

支出、第 1 款資本的支出 3, 7 0 0 万円増額し、総額 3 億 4, 7 7 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。

第 4 条、第 5 条については、先ほどご説明申し上げたとおり、人件費に係る補正でありますので、こちらにつきましても詳細は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第79号平成28年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第79号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第19. 議案第80号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。議案第80号平成28年度 社総交道改1号 久保間中山線道路改良工事請負契約の締結について説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第3回定例会会議資料ナンバー18でご説明いたしますので、ご覧ください。

本案件は、県道角田山元線から町道中山線までの町道久保間中山線南端の坂元川にかかる万太郎橋のかけかえに伴う工事の請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

主な事項と内容を説明させていただきます。

1、契約の目的は、平成28年度 社総交道改1号 久保間中山線道路改良工事です。

2、契約の方法は、条件付一般競争入札です。主な条件は、1つ目が県内に本支店を有すること。2つ目が経営事項審査の総合評価点の土木一式工事で700点以上としての条件を付しております。700点以上については、県の指名基準で土木一式工事3,000万円以上1億円未満の工事についてはAランクとしております。Aランクとは、総合評点700点以上1級技術者4名以上をAランクとしており、これを参考とし、700点以上としております。

3、契約金額は、税込みで一つ金9,221万400円です。落札率は99.99パーセントでした。

4、契約の相手方は、山元町内の有限会社渋谷組です。

5、工事の場所は、山元町久保間地内です。

6、工事の概要につきましては、門型カルバート工L=18メートル、護岸工L=20メートル、落差工L=5.56メートルを整備する工事となっております。

7、工期ですが、契約の翌日から平成29年3月14日までとなります。

次に、2ページ目の図面をご覧ください。

図面左側が施工箇所、右側が平面図になります。平面図は、北側が上になり、赤着色部分が今回の施工範囲で、現在の坂元側の西側に敷設いたします。

次に、3ページ目をお開きください。

これは標準横断図で、赤着色が施工する構造物となります。また、久保間中山線は、山元南スマートインターの来年3月の開通後は、インター利用のため福島県新地町側から利便性が格段に向上する路線でもあります。

以上で、議案第80号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜

りますようお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1 2 番青田和夫君の質疑を許します。

1 2 番（青田和夫君）はい、議長。今、説明がありましたけれども、工事の概要についてお伺いします。

門型カルバート、護岸工のやつ、落差の部分で、これは部材だけでもどれぐらいするのか、ちょっと教えていただけますか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。済みません、これは部材は材料の価格ということでしょうか。（「そう」の声あり）一応、落差工というのはコンクリートで打って形をつくるもので、護岸工のところに段差をつけて流速を遅らせるための施設で、コンクリートでやりますので、コンクリートボリュームでちょっとこれが幾らかということになりますので、現在、コンクリートボリュームが落差工の分について何立米かというのは、ちょっと今わかりませんので、落差工についての材料の価格というのは今把握していない状況でございます。（「じゃあ、後で聞きに行きます」の声あり）

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 80 号平成 28 年度 社総交道改 1 号 久保間中山線道路改良工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第 20. 議案第 62 号を議題とします。

本案件は、8 月 31 日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。議案第 62 号山元町駐車場条例について、委員会での審査結果について意見を付して結果を出したので、報告いたします。

意見につきましては、この条例は検討される際、震災前に多く利用されていた月決め利用という発想がそもそもなかったのではないかと思われることなど、料金設定が山元町の地域性を考慮した内容となっておらず、審査の中で出された学生、若者も利用しやすい月極料金の設定など、運用開始後も状況を踏まえた利用内容の変更や金額等の見直

しが必要であるとの意見が挙げられ、具体的な対応を求めましたが、それらの意見に対し理解を得られたと受けとめておりましたが、条例を改めるための時間がない中で、これらの意見は今回取り上げられませんでした。

しかしながら、審査の中で出された意見について、今後、その実現に向け、具体的な約束が確認されたことから、審査の結果、可決すべきものと決定しましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

総務民生常任委員会委員長遠藤龍之、山元町議会議長 阿部 均殿。

以上で報告を終わります。

議 長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第62号山元町駐車場条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第21．認定第1号から日程第26．認定第6号までの6件を一括議題とします。

認定第1号から認定第6号までにつきましては、9月8日に決算審査特別委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。山元議発第70号、平成28年9月16日。

特別委員会審査報告

認定第1号平成27年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成27年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成27年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第6号平成27年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は平成28年9月8日付で付託されました議案を審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

特に留意すべき意見として、1つ目、保育所待機児童の解消を早急にすべきである。2つ目、被災者支援基金の有効活用を図るべきである。3つ目、交流拠点と現公民館の機能統一を図るべきである。4つ目、各課との連携を密にし事業の精査を図り、効果的財政執行をするためにも震災復興計画に基づき策定されている各種会計の全てを明らかにし、議会に示すべきである。5つ目、基金残高の推移を見ながら有効活用を図り、国民健康保険税の負担軽減をすべきである。

山元町議会議長阿部 均殿、決算審査特別委員会委員長竹内和彦。以上であります。

議 長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

議 長（阿部 均君）これから認定第1号平成27年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから認定第1号平成27年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号については認定することに決定しました。

議 長（阿部 均君）これから認定第2号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから認定第2号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第2号については認定することに決定しました。

議 長（阿部 均君）これから認定第3号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第3号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成27年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成27年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第4号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成27年度山元町水道事業会計決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成27年度山元町水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第5号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成27年度山元町下水道事業会計決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成27年度山元町下水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第6号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第27. 同意第2号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第2号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

提案理由を述べる前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる新たな地方教育制度が昨年4月から施行されたことに伴い、新教育長を置く必要が生じたので、その概要をご説明申し上げます。

本案件については、これまでの取り扱いとしては教育委員として議会の選任同意を求め、委員としての選任同意を得た後に教育委員会において、委員の中から互選で教育長を決めることとされておりましたが、新たな地方教育制度においては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者としての新教育長を議会の同意を得て置くことが求められております。

そこで提案理由であります。平成22年5月就任以降、大いに手腕を発揮してまいりました現教育委員会教育長の森 憲一氏が今月30日に任期満了を迎えますことから、その後任者、すなわち新たな教育制度が定める新教育長として現山下中学校長の菊池卓郎氏が適任と考え、任命につき議会のご同意を賜りたく提案するものであります。

任期については、これまでの教育委員としての4年ではなく、新教育長として3年となります。

菊池卓郎氏は、別紙略歴書のとおり町内横山区在住で、町内を初め県南を中心とした学校現場に加え、名取市教育委員会で2度にわたる教育行政を含め、幅広い経験を有しておられます。まさに、新制度において新教育長に求められる人格が高潔で教育行政全般にすぐれた識見を有するという条件にかなう得がたい人材であります。

なお、菊池卓郎氏の年度途中での退職に伴う後任者の補充に関しましては、県教育委員会と緊密に連携し、山下中学校の運営に支障がないよう調整してまいります。

何とぞ、ご理解の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 9 1 番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第 2 号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

.....

議長（阿部 均君）この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（阿部 均君）ただいまの出席議員数は議長を除き 1 2 名であります。

次に、立会人を指名します。

山元町議会会議規則第 3 1 条第 2 項の規定によって立会人に 6 番岩佐秀一君、7 番菊地康彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

.....

議長（阿部 均君）投票用紙の配布漏れはございませんか。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は山元町議会会議規則第 8 3 条の規定により、否とみなします。

再度申し上げます。投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）配布漏れなしと認めます。

.....

議長（阿部 均君）投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（阿部 均君）異状なしと認めます。

.....

議長（阿部 均君）ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。

1 番 岩佐 哲也君、 2 番 渡邊 千恵美君、 3 番 竹内 和彦君、
4 番 岩佐 孝子君、 5 番 伊藤 貞悦君、 6 番 岩佐 秀一君、
7 番 菊地 康彦君、 8 番 大和 晴美君、 9 番 遠藤 龍之君、
1 0 番 高橋 建夫君、 1 1 番 橋元 伸一君、 1 2 番 青田 和夫君、

[投票]

.....
議長（阿部 均君）投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。
.....

議長（阿部 均君）開票を行います。

6番岩佐秀一君、7番菊地康彦君開票の立ち会いを願います。

[開票]
.....

議長（阿部 均君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

賛成 12票

以上のとおり、賛成が多数です。
.....

議長（阿部 均君）同意第2号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては同意
されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

議長（阿部 均君）日程第28. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布の
とおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定し
ました。
.....

議長（阿部 均君）日程第29. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お
手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを

議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）会議を閉じます。

平成28年第3回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午後7時30分 閉 会
